

# カナダ事業関連法ガイド 2019 年度版

(仮訳)

(2020 年 2 月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

トロント事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

本仮訳は、2019 年 12 月にカナダの法律事務所 Torys LLP が作成した資料を、ジェトロが同社の許諾を得て仮訳したものです。

**【免責事項】** 本ガイドブックで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロではできるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本ハンドブックで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしてもジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

## 目次

<b>1. カナダにおける新規事業の立ち上げ・拡大・買収</b> .....	1
会社設立法の管轄地域の選択.....	1
法人名の決定.....	2
設立プロセス.....	2
継続的な申請および開示要求.....	3
カナダ企業の買収.....	3
取締役 .....	4
外資に関する規制.....	5
カナダ投資法に基づく審査を必要とする外国人投資 .....	5
カナダ投資法に基づく国家安全保障審査.....	5
金融サービス分野における外国銀行の制限と投資.....	6
不動産 .....	6
放送.....	6
電気通信業 .....	6
無線.....	7
為替管理.....	7
入国管理.....	7
カナダへの一時入国許可.....	7
ケベック州における言語に関する法律 .....	10
<b>2. 税</b> .....	11
所得税.....	11
法人所得税率.....	11
個人所得税 .....	11
資本利得、利子および配当金.....	11
居住者と非居住者.....	12
源泉所得税 .....	12
支店または子会社.....	13
売上税.....	13
物品の輸出入.....	14
関税.....	14
アンチ・ダンピング税 .....	14

<b>3. カナダにおける従業員の採用</b> .....	15
雇用法.....	15
雇用契約.....	15
最低雇用基準法.....	15
独立契約者.....	15
英米法、合理的な解除通知.....	16
人権法.....	16
団体交渉（労働組合）に関する法律.....	17
雇用主の医療税.....	17
労働安全衛生法規.....	17
従業員の福利厚生.....	18
政府の年金制度.....	18
登録退職金制度およびその他の事業主型年金制度.....	18
雇用保険.....	18
労災補償.....	19
<b>4. 個人情報処理</b> .....	19
外国公務員の汚職行為.....	19
個人情報保護法.....	20
データの保存および場所.....	21
スパム対策法.....	21
マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策.....	21
<b>5. 自由貿易協定</b> .....	22
カナダ・米国・メキシコ協定.....	22
CUSMA の利点.....	22
CUSMA と NAFTA の主な違い.....	23
環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（以下、CPTPP）.....	23
紛争解決.....	24
<b>6. カナダにおける製品またはサービスの販売</b> .....	24
言語に関する法律および製品のラベル表記.....	24
ラベルに関する法律.....	25
規制製品.....	25
電子商取引.....	26
デジタル製品.....	26
ギフトカード、ロイヤルティープログラム、コンテスト.....	26
消費者からの債権回収.....	27
広告およびマーケティングに関する法律.....	27

反競争的行為.....	28
支配的地位の悪用.....	28
合併審査.....	28
合併前の届出.....	28
事前審査証明書.....	29
その他の審査の対象となり得る取引慣行.....	30
ロビー活動.....	30
<b>7. カナダにおける政府調達.....</b>	<b>30</b>
連邦政府への物品およびサービスの調達.....	31
プロセスの概要.....	31
供給業者の責任.....	31
知的財産権に関する問題.....	32
防衛関連調達.....	32
医療用品の調達.....	33
貿易協定およびカナダの国際協定.....	34
包括的かつ先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）.....	34
ほかの貿易協定.....	34
<b>8. 知的財産の創造と登録.....</b>	<b>34</b>
特許.....	35
カナダの特許法の概要.....	35
特許の出願および登録.....	35
医薬品業界における特許と規制上の保護.....	35
金融サービス産業における特許保護.....	36
他業界における特許および規制上の保護.....	36
商標.....	37
2019 商標に関する改正.....	37
著作権.....	37
工業意匠および集積回路の回路配置.....	38
企業秘密.....	38
.CA ドメイン名の登録.....	39
<b>9. カナダでの資金調達.....</b>	<b>39</b>
証券法.....	39
法制上の枠組み.....	39
集約に関する注記.....	40
「適格機関投資家」に対する集約救済措置.....	40
公開買付け.....	40

要件の適用が免除される公開買い付け .....	41
早期警戒報告.....	41
パッシブ適格機関投資家に対する代替の月次早期警戒報告 .....	42
自社株買い .....	42
インサイダー報告.....	43
インサイダー取引・密告.....	44
手続上および実質上の公平性要件.....	44
カナダ資本市場への参入.....	45
公募発行.....	45
非公募発行（private placement） .....	46
適格投資家 .....	46
その他の免除要件.....	47
募集要項.....	47
訴訟を提起する権利およびその他の開示の権利 .....	48
転売制限.....	48
継続的な開示.....	48
非公募発行および外国での同時募集.....	49
売却制限の例.....	49
米国発行人による多数国間同時開示制度の使用 .....	49
MJDS に基づく第三者割当増資の適格性 .....	50
MJDS に基づく交換募集（証券取引所の公開買い付けおよび自社株買い）の適格性 .....	50
企業結合 .....	51
投資適格非転換社債または優先証券の募集 .....	52
その他有価証券の募集 .....	52
公開買い付け（現金公開買い付けおよび自社株買い） .....	53
外国の証券ディーラーおよびアドバイザーがカナダで実施できる活動 .....	53
外国証券ディーラー .....	54
国際証券ディーラー登録免除.....	54
非居住登録免除マーケットディーラーとしての登録.....	54
外国証券アドバイザー .....	55
国際的アドバイザー登録免除.....	55
国際サブアドバイザー登録免除 .....	56
アドバイザーとしての登録 .....	56
外国の投資ファンドマネージャー.....	56
オンタリオ州、ケベック州、ニューファンドランド州、ラブラドル州.....	56
その他のカナダの州／準州 .....	57

IFM 登録の意義 .....	57
<b>10. 環境保護と気候変動</b> .....	<b>58</b>
環境保護 .....	58
気候変動 .....	59
カーボンプライシング・キャップ・アンド・トレード（炭素価格枠取引）、排出権取引、炭素税 .....	59
補完的な取り組み .....	60
気候変動に関する情報開示 .....	61
<b>11. 事業の閉鎖・再編</b> .....	<b>62</b>
再編 .....	62
破産 .....	63
財産管理 .....	63
優先順位 .....	64
<b>12. 参考情報</b> .....	<b>64</b>
立法権限の分掌 .....	64
規制機関 .....	65

## 1. カナダにおける新規事業の立ち上げ・拡大・買収

### カナダにおける法人形態と事業運営

カナダでは、株式会社、無限責任会社、無限責任組合、有限責任組合、合併事業、事業信託・投資信託および個人企業を含むさまざまな事業体により事業が運営されている。事業を運営するために使用される事業体の種類は、事業の性質、当事者にとっての有限責任の重要性および税務上の考慮事項等、多くの要因に依拠する。現在、カナダで事業を営むために最も一般的に使用されている事業体は、株式会社である。

#### 会社設立法の管轄地域の選択

- 法人は、連邦法（カナダ事業会社法：*Canada Business Corporations Act*）または州法（アルバータ州事業会社法やオンタリオ州事業会社法等の州法）によって設立することができる。
- 事業が行われる地理的地域や税務上の考慮事項、法人がカナダ在住の取締役を有するかなど、諸要因によって、どこで法人を設立すべきかが決まる。
- カナダ事業会社法、オンタリオ州事業会社法、アルバータ州事業会社法等、いくつかのカナダの会社法では、法人の取締役の少なくとも 4 分の 1 をカナダ国民またはカナダの永住者とすることが求められている。
- 一方、ブリティッシュコロンビア州、ニューブランズウィック州、ケベック州等の法域では、取締役をカナダ居住者とする要件はない。これらの法域において係る要件が定められていないことは、カナダの多くの外国人投資家にとって魅力的な柔軟性を与えている。
- また、所有権の制限を受ける分野（航空、通信事業等）においてカナダ事業会社法に基づき事業を行う法人や、特定の文化部門（書籍小売業、映像配信業、映画配信業等）の法人も、取締役の過半数をカナダ居住者とする必要がある。
- ほかの州または準州で事業を行おうとする州登記法人は、州外登記用紙を、事業を行おうとする州または準州の法人登記官に提出する必要がある。
- 連邦において設立した企業は、事業を行う州または準州に法人登記しなければならない。

## 法人名の決定

- 法人名は、事業を行う各州および準州において登記しなければならない。
- 提案する法人名が使用可能か否かを判断するために、NUANS 法人名検索の実施を検討すること。オンタリオ州、アルバータ州または連邦において設立する場合、NUANS 検索は必須である。
- 設立前に、カナダ商標データベースで商標検索を行うことにより、提案する法人名が登録商標を侵害しないことを確認することができる。
- 法人名を登録しないことを選択する法人には、番号付きの名称が割り当てられる。
- ケベック州で設立を希望する会社は、フランス語または二カ国語の名称が必要である。ただし、提案されている法人名が商標である場合はこの限りではない。
- 法人は、登記した法人名以外の名称を用いて事業を行うことができる。
- 法人名が自社ブランドに不可欠の要素となっている法人は、商標をカナダ商標データベースに登録することが推奨される。

## 設立プロセス

- 法人設立者は、法人の名称および設立法域を選択した後、定款を作成し提出しなければならない。定款には、法人の名称、取締役、株主構成等、法人の基本情報と目的を記載する。
- 法人のすべての記録文書、書類および公的文書を受領し、保管できる登記上の事業所住所を選択し提出する必要がある。また、自社の取締役候補者に関する情報を定款に記載する必要がある。
- 定款は、フランス語および英語のいずれかまたは両方で作成することができる。
- 自社の運営および業務について定めた付随定款を作成する必要がある。
- 連邦において設立した場合、カナダ法人庁 (Corporations Canada) に少額の申請手数料とともに、会社定款および付随定款を提出する必要がある。州において設立した場合、該当する州の法人登記官に定款書類と申請手数料を送付する必要がある。
- 通常、設立には 1~2 営業日を要する。



## 継続的な申請および開示要求

- すべての活動中の法人は、設立場所に応じて、連邦または州の法人登記官に年次納税申告書を提出しなければならない。
- 法人は、議事録および財務諸表を継続的に維持しなければならない。
- 連邦設立の私法人は、その法人の直接的および間接的なすべての登録名義人および実質的所有者の登録簿を維持する必要がある。ブリティッシュコロンビア州は、私法人に対する同様の実質的所有者登録要件を導入する予定である。今後、ほかの州でも同様の要件が導入されることが予測される。
- 一般的に、私法人は、すべての株主の承認を得た場合、財務諸表の監査を受ける必要はない。
- 連邦設立法人の場合、所得税法および国税庁が管理するその他の規則（消費税法等）に基づき作成された会計帳簿および記録をカナダ国内に保管しなければならない。法人のその他の記録がカナダ国外で保管される場合、当該法人は、コンピューター端末または、ほかの技術を介してカナダにおけるアクセスを提供しなければならない。
- 州登記法人は、登記された州の会社法を参照して、どこに当該法人の記録を保管すべきかを決定する必要がある。例として、オンタリオ州で登記されている法人は、同州内において記録を保管しなければならないが、ブリティッシュコロンビア州で登記されている法人は、法定の営業時間中に電子的に記録にアクセスできる限り、州外で記録を保管することができる。

## カナダ企業の買収

- カナダ企業を買収する際の主な検討事項は、買収が企業の株式の購入であるか、企業の資産の購入であるかである。
- 外国の買い手は、減価償却資産についてさまざまな税控除を請求できるため、一般的に資産購入を好む。一方、株主は自社株の売却に対して譲渡所得税の免除を請求できるため、売り手は、一般的に自社株の売却を好む。
- 資産購入としての買収を選択するか否かの決定は、自社の事業内容とその目標に大きく依存する。税務顧問に相談し、どのような買収が最善であるかを判断する必要がある。
- カナダには、電気通信、放送、文化産業、運輸サービス、ウラン生産等、いくつかの産業において外国人による所有を制限する分野ごとの固有の法律が存在する。これらいずれかの分野の企業を買収を希望する場合、カナダ投資法（*Investment Canada Act*）に基づく政府の許可が必要となる場合がある。
- 企業買収の規模によっては、競争法（*Competition Act*）に基づく政府の許可が必要となる場合がある。

## 取締役

- 取締役は、法人の事業および業務の運営を監督しなければならない。特定の例外を除き、取締役は、その権限を代表取締役または常務委員会に委任することができる。
- 環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（以下、CPTPP）において、カナダは、過半数の取締役をカナダ居住者とするを法人に義務付けることは認められている。しかし、経営幹部（Senior Management）をカナダ居住者とするよう求めることは禁じられている。
  - CPTPP に関する本指針の目的上、「取締役」とは、法人の取締役会に所属する個人を意味する。「経営幹部」とは、法人の日常的な経営・運営を担う執行役員を意味する。経営幹部の例としては、最高財務責任者（CFO）、最高執行責任者（COO）、最高経営責任者（CEO）等が挙げられる。法人によって、経営幹部は、法人の取締役会に所属する場合も所属しない場合もある。
  - 「カナダ居住者」とは、次のいずれかに該当する個人を意味する。1) カナダに日常的に居住するカナダ国民、2) カナダに日常的に居住していないカナダ国民のうち法で定められた分類に属する者、または 3) カナダに日常的に居住する永住者（最初にカナダ市民権の申請資格を得た時点から 1 年以上経過している者は除く）。
- 法人の取締役が取締役の適切な基準を満たさない場合、または法人が禁止行為を行った場合もしくは一定の義務を履行しなかった場合、当該法人の取締役に一定の罰則および個人的責任が課される場合がある。
- 取締役は、個人的責任が課されるリスクを低減するために、以下の措置を講じるべきである。

取締役は、特に経営陣が取締役会と異なる場合は、十分な情報に基づいた判断（informed judgement）を行えるようにするための適切な制度および業務手順を確実に整備しておくべきである。

- 株主が一人または少数の場合、全会一致の株主間契約を締結することにより、株主が取締役の職務および責任の一部または全部を引き受けることが一般的である。本契約により、取締役は、株主が引き受ける範囲において、その責務を免除される。
- 取締役は、法人および支配株主の双方から契約上の補償を受けることを検討すべきである。
- 取締役は、賠償責任保険が利用可能である場合、係る保険に加入すべきである。ただし、係る補償および保険は、会社の最善の利益のために誠実かつ誠意をもって行動しない取締役には適用されない。

## 外資に関する規制

### カナダ投資法に基づく審査を必要とする外国人投資

- CPTPP は、国有企業（SOE）ではない日本を拠点とする投資家の場合、事前承認を必要とせずに最大 15 億 6,800 万カナダドル（以下、C ドル）の投資を行うことを認めている。
- 15 億 6,800 万 C ドルの上限額未満の投資を行う国有企業（SOE）ではない日本人投資家は、投資実施後 30 日以内に 2 ページの通知書を提出しなければならない。
- 投資額が 15 億 6,800 万 C ドルの上限額を超える日本からの投資、または書籍の出版など文化的に慎重に取り扱うべき分野への投資は、カナダ投資法に基づき連邦政府による審査を受けなければならない。「カナダにもたらされる純便益 “net benefit to Canada”」となるか否かの基準を満たす場合に承認される。
  - カナダ政府は、提案される投資がカナダの経済活動水準に与える影響、カナダ人による新規事業への参入の重要性、提案される投資がカナダのあらゆる業界の競争に与える影響等の要素を考慮し、当該投資がカナダにとって純利益となるか否かを判断する。
  - さらに、投資家が買収を予定しているカナダ企業についての投資提案および詳細計画に関する情報を、カナダ投資法に基づく審査の申請書に同封しなければならない。
  - カナダにもたらされる純便益となるか否かの審査は、一般に 75～90 日以内に完了する。
  - 投資は、投資家がカナダ企業の維持およびまたは成長に関連する拘束力のある誓約を締結する限り、一般的に承認される。典型的な誓約は、カナダの製造、雇用、研究および資本的支出水準の維持または成長に関連するものとされる。
- 日本の国有企業は、買収先カナダ企業の資産の簿価が 4 億 1,600 万 C ドル以上である場合、審査の対象となる。

### カナダ投資法に基づく国家安全保障審査

- カナダ政府は、投資が「純便益」であるか否かの再検討が可能であるか否かにかかわらず、カナダの国家安全保障に有害である可能性があることを理由に、あらゆる投資を再検討する裁量を有する。
- 今日までに国家安全保障の観点から実施された評価の大半は、ハイテク分野や通信分野への投資、または機密性の高い政府施設に近接する企業の設立の提案が関与するものであった。

## 金融サービス分野における外国銀行の制限と投資

- CPTPP に基づき、日本の銀行や金融サービスプロバイダーには、カナダの銀行や金融サービスプロバイダーと同様の法的・規制上の待遇が与えられている。
- CPTPP は、カナダへの投資または営業を行おうとする日本の金融機関に、カナダ政府が、その取締役会の過半数以上をカナダ人とすることを求めることを禁じている。さらに、カナダ政府は、日本の金融機関に対し、経営幹部やほかの重要職にカナダ人を雇用することを求めることを禁じている。

## 不動産

- 州の土地登記制度は、土地の所有権を確認し、所有権を登録するために用いられる。
- カナダでは、外国人による土地所有に対する制限は比較的少ない。しかし、アルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州、ケベック州、プリンス・エドワード・アイランド州では、非居住者が所有できる土地の種類や規模が制限されている。
- カナダで不動産の取得を希望する投資家は、投資を予定する地方自治体の条例および規則を参照すべきである。

## 放送

- カナダにおいて放送事業（無線局、テレビ局、有料テレビサービス、ケーブルテレビ、衛星テレビシステムを含む）を運営するライセンスを取得するには、会社の代表取締役および取締役の少なくとも 80% をカナダ国民としなければならない。カナダ国民が議決権付株式の少なくとも 80% および議決権付株式に付随する議決権の 80% を所有し、支配しなければならない。
- カナダにおいて放送事業のライセンスの取得を希望する会社を所有する持ち株会社の場合、当該持ち株会社は、カナダ人が、当該持ち株会社の議決権付株式および議決権の少なくとも 3 分の 2 を所有および支配し、カナダにおいて設立されなければならない。状況によっては、持ち株会社またはその取締役は、放送事業を運営するライセンスを求めるとの会社の番組制作の決定を支配してはならない、または係る決定に影響を与えてはならない。

## 電気通信業

- 法人が電気通信サービス提供の許可を受けるには、当該法人の取締役の少なくとも 80% がカナダ人でなければならない。「カナダ人」が、当該法人の議決権付株式の少なくとも

80%を所有し、支配しなければならず、また当該法人は、外国人により支配されてはならない。

- 電気通信法 (*Telecommunications Act*) に基づき公布されているカナダの所有権および支配に関する規則において、係る目的における「カナダ人」には、カナダ居住国民およびカナダ人株主が議決権付株式の少なくとも3分の2を所有かつ支配し、外国人により事実上支配されていない株式会社が含まれる。
- 電気通信事業者の市場占有率がカナダの電気通信事業市場全体の10%未満である場合には、外国からの投資制限はない。

## 無線

- 法人が、携帯電話ネットワーク等の無線通信事業者としてのライセンス取得資格を得るには、カナダ人により所有および支配され、カナダにおいて設立されなければならない。係る目的において、カナダ人により所有および支配されるという文言ならびに「カナダ人」という文言は、電気通信法に基づき公布されるカナダの所有権および支配に関する規則に基づく意味と同一の意味を有する。

## 為替管理

- カナダでは、為替管理は行われない。

## 入国管理

### カナダへの一時入国許可

### 商用訪問者

- CPTPP は、物品売買、サービスの提供または投資活動に従事する日本の個人に対し、特別の規定を設けている。
- CPTPP では、日本からの「商用訪問者」は、労働許可またはこれに相当する許可を必要とせず、6カ月を限度として一時的にカナダに入国することが認められている。また、商用訪問者の一時入国について、回数制限はない。
- 商用訪問者とは、1) 提案する事業活動に対する報酬の主たる源泉がカナダ国外にあり、かつ2) 主たる事業所および利益の発生場所がカナダ国外に留まり、以下の行為に従事しようとする事業者と定義される。

- 会議および協議
- 研究・設計活動
- 商取引
- 市場調査または分析
- 商談会への出席。ただし、商用訪問者がトレードフェアまたはプロモーションの担当者である場合に限る。
- 企業のために行う物品もしくは役務の契約の交渉または物品もしくは役務の購入
- 日本からカナダへの物品もしくは旅客の輸送またはカナダ国内での荷卸しを伴わない、カナダからほかの CPTPP 締約国の領域への物品もしくは旅客の積載および輸送
- 設置者、修理および保守要員ならびに監督者の場合には、保証その他の役務契約に従った役務または役務を実施するための労働者の訓練
- 専門的または技術的レベルにおける事業活動
- 管理監督者の場合における商取引
- 金融サービス従事者の場合の商取引
- 観光要員の場合におけるコンベンションへの出席もしくは参加、またはカナダ以外の CPTPP 締約国において開始されたツアーの実施
- 企業の従業員として行う翻訳または通訳のサービス

#### 企業内転勤

- また、CPTPP は、日本からの「企業内転勤者」についても特例規定を設けている。一時入国許可および就労許可が与えられる企業内転勤者は、以下の三つのカテゴリーに分類される。
  - 「専門職員」とは、会社の製品もしくはサービスおよびその国際市場での適用に関する専門知識、または会社の処理および手順に関する高度な専門知識もしくは知識を有する従業員をいう。
  - 「執行役員」とは、組織内の事業者であって、以下を行う者をいう。
    - 主として、組織の運営、または組織の主要な構成要素もしくは機能を指揮する。
    - 組織の目標および方針、または組織の構成要素もしくは機能を設定する。
    - 意思決定において幅広い裁量権を行使し、企業組織内の、より上級の執行役員、取締役会または株主からの全般的な監督または指示のみを受ける。
  - 「管理職員」とは、組織内の事業者であって、以下を行う者をいう。
    - 主として組織またはその部局を指揮する。
    - ほかの監督職、専門職または管理職の従業員の業務を監督および管理する。
    - 採用・解雇、その他の人事措置（昇進・休暇許可等）を行う権限を有する。
    - 日々の業務に対して裁量権を行使する。

- 上記の企業内転勤者のいずれかに該当する日本人は、自動的にカナダへの一時入国許可および就労許可が与えられる。また、企業内転勤者の配偶者についても、同一の一時入国優遇措置が受けられる。
- 企業内転勤者は、最長3年間カナダに滞在することができ、延長も可能である。配偶者の滞在期間（延長を含む）は、同伴する企業内転勤者の滞在期間と同一である。

#### 投資家・専門職員・技術者

- 日本の「投資家」には、一時入国許可および最長1年間の就労許可が与えられ、延長も可能である。投資家とは、自身またはその企業が、監督役、執行役または必要不可欠な能力が関与する立場において、多額の資本を投入した、もしくは投入過程にある投資事業を確立、開発し、または管理しようとする事業者をいう。投資家としての資格を有する個人の配偶者は、同一の一時入国優遇措置を受けることができ、また、同伴する投資家の滞在期間中、滞在することができる。
- 日本の「専門職員」および「技術者」には、最長1年間の一時入国許可および就労許可が与えられ、延長も可能である。専門職員または技術者としての資格を有する個人の配偶者は、同一の一時入国優遇措置を受けることができ、同伴する専門職員または技術者の滞在期間中、滞在することができる。
- 専門職員とは、以下の事項を必要とする「専門的職業」に従事する事業者をいう。
  - 専門的知識体系の論理上および実際上の適用
  - 中等教育後4年以上の学習を要する学位
  - 契約活動分野における2年間の有償による就労経験
  - 当該業務が行われる地域における当該産業内のほかの類似の資格を有する専門職員に相応する水準の報酬
- 技術者とは、以下の事項を必要とする「専門的職業」に従事する事業者をいう。
  - 専門的知識体系の論理上および実際上の適用
  - 当該職に就くための最低2年以上の学習を要する中等教育後学位または技術的学位
  - 契約活動分野における4年間の有償による就労経験
  - 当該業務が行われる地域における当該産業内のほかの類似の資格を有する技術者に相応する水準の報酬。
- 「専門職」の全リストは [こちら](#) から参照可能。

## ケベック州における言語に関する法律

- ケベック州は、同州内で設立された、または事業を行っている会社に追加的な義務を課している。ケベック州の言語に関する法律は、以下を定めている。
  - ケベック州のすべての者に、ケベック州政府、その機関および裁判所とフランス語で通信する権利を付与する。
  - ケベック州のすべての者に、フランス語で事業を行う権利を与え、特定の契約をフランス語で起草することを要求する（ただし、一定の状況においては、契約当事者は、この要件に反して契約を締結することができる）。
  - ケベック州の従業員に、フランス語で活動する権利を与える。
  - ケベック州の消費者に、フランス語で情報およびサービスを受領する権利を与える。
  - 包装に、ほかの言語と少なくとも同等に明白なフランス語のラベルを貼付することを要求する。
  - 社内外の看板をフランス語にすることを要求し、特定の状況においては、フランス語を顕著に際立たせなければならないことを規定する。
  - ケベック州で事業を行う企業に、例外的状況が存在しない限り（例：認知されている商標を使用している）、フランス語の商号を採用することを要求する。
  - ケベック州に事業所を有する企業に、そのウェブサイトにおいてフランス語を使用することを要求し、フランス語をほかの言語と同様に明白に表示しなければならない。
- ケベック州では、以下の書類をフランス語のみまたはフランス語および英語で提出することが要求される。

あらゆる種類のすべての設立趣意書（ならびに、年次情報フォーム、経営情報回覧書、財務諸表、経営者の協議・分析事項および重大な変更報告書を含む、当該設立趣意書に参照により組み込まれる継続的開示文書）、規則に定める目論見書、公開買付報告書および公開買い付けまたは自社株買いに関する取締役決議書(ある限定的な例外あり)。



## 2. 税

### 所得税

#### 法人所得税率

- 連邦政府および州／準州政府は、法人の課税所得に課税する。連邦法人税率は15%である。州の税率は、州もしくは準州または産業によって、0～16%と異なる。

#### 個人所得税

- 法人の場合と同様に、連邦および州の個人所得税は個人の所得に課される。2019年11月時点で適用されている連邦税率は、以下のとおりである。
- 州税率は5.05～25.75%である。

課税所得	連邦限界税率
4万7,630 Cドル	15%
4万7,629～9万5,259 Cドル	20.5%
9万5,259～14万7,667 Cドル	26%
14万7,667-21万371 Cドル	29%
21万371 Cドル+	33%

#### 資本利得、利子および配当金

- 個人または法人が資本的資産の売却により実現した利益の2分の1は、税務上の所得に含まれる。
- 資本的資産の売却により実現した資本損失は、資本利得とのみ相殺することができる。
- 利子所得は、一般的に年次発生主義で課税される。
- 個人は、カナダ法人からの配当に対して、通常所得に適用される税率より低い税率で課税される。カナダ居住法人は、一般にほかのカナダ法人からの配当に対して課税されない。カナダの納税企業である外資系企業からの配当は、具体的な規則に従ってカナダの税金の対象となる。

## 居住者と非居住者

- カナダ政府と日本政府との間の条約（日加条約）は、国境を越えて所得を創出する活動に従事するカナダ国民および日本国民の課税措置を規定するものであり、二重課税の可能性を排除するものである。一般的に、所得がカナダで課税されるか日本で課税されるかは、当該所得が発生した法域に依拠する。
- カナダに居住する法人および個人は、カナダ国外で稼得した所得に関し支払われた外国税額が控除されることを前提として、全世界における所得に対してカナダの税が課される。
- 非居住者は、一般的に、カナダで生じた事業所得、給与所得および一定の資本利得に対してのみ、カナダの通常の所得税が課される。カナダの源泉所得税は、カナダの非居住者に対し支払われるか、貸方記入される、カナダで発生した一定の所得に対して課される。
- 個人は、家族、家、雇用場所および財産等の個人の利害の中心がカナダに所在する場合、税務上カナダの居住者とみなされる。
- 法人は、その中心的な運営管理がカナダで行われる場合、またはカナダで設立された場合、税務上、カナダの居住者とみなされる。

## 源泉所得税

- カナダの株式会社がカナダに居住しない株主に支払う配当金は、源泉所得税の対象となる。
- また、カナダの株式会社が、株式償還、資本金の削減、解散において株主に支払った金額、ならびにカナダの株式会社が非居住者に支払った利子、運用報酬、賃貸料、ロイヤルティー等のその他の所定の金額は、源泉所得税の対象となる。
- 日加条約は、日本の個人および法人に対する一定の支払いに係る源泉所得税について定めている。
  - 配当から得られる所得は、15%の源泉所得税の対象となる。特定の状況において、配当から得られる所得は、5%の源泉所得税の対象となる。
  - 利子から得られる所得は、10%の源泉所得税の対象となる。
  - ロイヤルティーから得られる所得は、10%の源泉所得税の対象となる。

## 支店または子会社

- カナダで「支店」として事業を営むか、または「子会社」として事業を営むかの選択は、多くの税務上の影響を及ぼす。
- 非居住法人のカナダの子会社は、カナダにおいて全世界の所得に対して課税され、カナダの法人に適用される規程に基づき課税所得額および納税額を計算する。カナダの子会社がその非居住者株主に支払う配当金は、上記の15%の源泉所得税の対象となる。
- カナダで事業を行う非居住法人の「支店」は、当該支店に帰属する所得および控除の適切な配分を受け、別個の課税主体として取り扱われる。カナダで発生した事業所得は、カナダで事業を行っているほかの法人と同じ税率で課税される。
- 所得税法 (*Income Tax Act*) はまた、カナダで支店を通じて事業を行っている非居住法人に「支店税」を追加課税している。日加条約は、最初の50万Cドルの支店利益に対する課税を免除し、その後発生したすべての利益に対して5%の支店税を課している。
- 支店の資本的資産またはカナダの子会社の株式の非居住者による売却時に、実現した売却益は課税対象となる場合がある。
- 当該企業が当初支店としてカナダに設立された場合、当該企業の資産は、その後、税金繰り延べまたはロールオーバーに基づきカナダの子会社に実質的に譲渡することができる。
- 投資を検討中の日本の投資家は、非居住者がカナダ法人の25%以上を直接または間接に所有している場合に適用される所得税法に基づく「過少資本」税制の適用を避けるように注意しなければならない。非居住法人のカナダの子会社のD/Eレシオ（負債資本比率）が1.5:1を超える場合には、負債の利子の1.5:1を超える部分は配当として取り扱われ、5%の源泉所得税が課される。

## 売上税

- 連邦政府は、カナダで購入または輸入されるすべての物品やサービスに5%の税金（GST）を課している。
- GSTは、最終消費者によって支払われるように設計されており、生産および流通チェーン全体を通じて供給業者によって回収されなければならない。課税対象物品またはサービスの各供給者は、(1)その売上に対するGSTを徴収し、(2)その購入に関して支払うGSTに関して受け取るGST控除額（仕入税控除額）を控除し、(3)その残額を政府に送金しなければならない。
- アルバータ州を除くカナダのすべての州において、物品およびサービスに対し、連邦GSTに加え、8~10%の売上税が課せられる。

## 物品の輸出入

- カナダの連邦法は、特定の物品（食品や衣類等）の輸入規制に加えて、軍用品や軍民両用品、原子力技術、特定文化財等の物品の輸出規制を限定的に課している。
- また、連邦法は、国連安全保障理事会決議を実施するために、また場合によっては、国連によって課される制裁よりも重い制裁を課すために、特定の国に輸送される物品の輸出規制を課している。さらに、カナダ当局は、カナダから米国の経済制裁対象国への米国産品の輸出を許可しない。これらの連邦法は、輸出入許可法（*Export and Import Permits Act*）、特別輸入措置法（*Special Import Measures Act*）、国連法（*United Nations Act*）に基づいて規則が制定されている。

## 関税

- 関税および物品税は、カナダへの物品の輸入に課される。
- CPTPP は、カノーラ油や冷凍ブルーベリー等の農産物、魚介類、林産物、付加価値木材製品、プラスチックチューブや鉄鋼製品等の工業製品等、多様な物品およびサービスに対する関税、物品税およびその他の税を引き下げ、または撤廃した。CPTPP は、日本からカナダへの最大の輸入品である自動車に関して、いくつかの非関税障壁（*non-tariff barriers*）に対処したことは重要である。
- カナダ・タリフ・ファインダーは、日本を含め、カナダと自由貿易協定を結んでいるすべての国の関税に関する情報を収集するために利用できる。

## アンチ・ダンピング税

- カナダは、連邦特別輸入措置法に基づき、ダンピング防止および相殺関税制度を設けている。
- アンチ・ダンピング税（ダンピングの利益と同額）および相殺関税（補助金の額と同額）は、カナダに輸入される物品のダンピングまたは補助金が、カナダにおける同種の物品の生産またはその立ち上げに重大な損害を与えている、または与える可能性がある場合、カナダに輸入される物品に課される場合がある。

### 3. カナダにおける従業員の採用

#### 雇用法

- カナダの雇用法は、1)雇用契約の条件、2)最低雇用基準、労働環境安全基準、人権等を扱う法律、および3)ケベック州を除くすべての州における英米法に由来する。
- 雇用主の種類に応じて、連邦または州の労働および雇用に関する法律が適用される。銀行業、海運業、航空輸送業、ラジオ・テレビ放送業、国境や州境を越える鉄道・道路輸送業等の産業は、連邦の労働・雇用法に準拠している。
- カナダでは、米国における「随意雇用 (employment at will)」と同等の概念は存在しない。つまり、雇用主は「正当な理由」がある場合にのみ、従業員を解雇することができる。

#### 雇用契約

- 労働組合に加入していない従業員の雇用契約は、口頭または書面により締結できる。
- 雇用契約は、事業を行う産業に応じて、連邦または州の最低雇用基準法に準拠しなければならない。

#### 最低雇用基準法

- 最低雇用基準法は州によって異なり、連邦の法律は州の法律とは異なる。
- 一般に、最低雇用基準法は、最大労働時間、最低賃金、超過勤務手当、公休日および休暇手当等の事項について定めている。係る法律はまた、妊娠および育児休暇を含むさまざまな休暇に対する最低限の権利についても定めている。
- これらの最低基準を逸脱した契約を締結することはできない。

#### 独立契約者

- カナダの雇用法では、従業員と独立契約者とを別個に取り扱っている。例として、雇用主は、独立請負業者への従業員給付、請負業者のカナダ年金制度への拠出、または請負業者に代わる源泉所得税の支払いを要求されない。
- カナダの雇用法では、従業員と独立請負業者の線引きは紙一重である。
- 実質的に雇用関係が雇用主と従業員との間に存在する場合、役務契約に、当該雇用関係が独立契約関係であることが明示的に言及されているか否かにかかわらず、最低雇用基

準法を遵守することが雇用主に義務付けられる。裁判所は、雇用関係が実質的に雇用関係であるか、または雇用主 - 独立者間契約であるかを判断するために、遂行された作業に対して雇用主が行使する支配の度合いや、工具およびその他の重要投入物の所有者、利益または損失を生じさせる能力を有する者、雇用主の事業全体への該当する作業の統合、ならびに当該作業に対する支払い方法等の要素を検討する。

### 英米法、合理的な解除通知

- 英米法（以下に詳細記述）は、雇用主と従業員の双方に対し、理由のない雇用契約の解除について合理的な通知を行うことを求めている（雇用契約自体に、解除時に通知が必要であることが明記されておらず、かつ、雇用主による解除に正当な理由がない場合）。
- 英米法に基づき従業員に与えられる通知期間は、通常、最低雇用基準法に基づく最低通知期間よりも著しく長い。期間の長さは、一般に、従業員の年齢、経験、地位、報酬水準および勤続年数等に依拠する。

### <英米法および大陸法>

- カナダはケベック州を除き、英国や米国、オーストラリアと同様、英米法（コモンロー）に基づいている。法令や規則は、裁判官による広範な判例法によって解釈（また多くの場合補強）される。カナダにおける事業活動には、英米法の原則によって付加的な規則が課される場合がある。
- ケベック州には、欧州にならった近代的な大陸法があるが、これは州内で適用される法律の一般原則を成文化したものである。

### 人権法

- 一定の人権が、州法および連邦法によって保護されている。
- 雇用主は、人種、祖先、出身地、肌の色、種族的出身、市民権、信条（宗教）、性別（妊娠を含む）、性自認、性表現、性的指向、年齢（18歳以上）、犯罪歴、婚姻状況（同性愛を含む）、家族の状況、身体障害等、一定の保護の対象となる理由に基づく差別やハラスメントのない労働環境を提供することが求められる。
- オンタリオ州等の一部の州では、雇用主に、身体障害のある従業員が職場を利用できるようにすることを義務付けている。オンタリオ州では、「オンタリオ州障害者アクセシビリティ法（*Accessibility for Ontarians with Disabilities Act*）」が、雇用主のための産業分野別の義務的アクセシビリティ指針を定めている。
- 差別および嫌がらせのない雇用の権利は、差別禁止事由に従い直接的または間接的に応募資格を分類または表示している求人広告および求職にも適用される。

- また、州や連邦の人権法に基づき、雇用におけるセクシャル・ハラスメントも禁止されている。
- 雇用主は、カナダの人権法の積極的な遵守を確保するために、差別防止およびハラスメント防止に関する方針およびプログラムを設けるべきである。
- 連邦政府および多くの州では、女性が通常行う労働に対する補償における体系的性差別を是正するための法律が制定されている。

### **団体交渉（労働組合）に関する法律**

- カナダの民間部門および公共部門の多数の従業員が、団体交渉代理人によって代表されている。
- 州の労働関係法の下では、従業員は、一定の基準に従って、自由に自ら選択した労働組合に加入し、その活動に参加することができる。
- 州の労働法は、労働組合がどのように認証されるかについてのプロセスを義務付けている。係る法律は、雇用主と組合結成を目指す従業員との間の交渉過程を規制するとともに、雇用主による合法的労働組合活動への不公正な干渉や、労働組合の不公正な行動を規制している。

### **雇用主の医療税**

#### **労働安全衛生法規**

- すべての法域において、雇用主は、従業員の健康および安全を保護するために合理的な予防措置を講じなければならない。雇用主の責任は、特定の産業に適用される場合もあれば、有害物質や危険物質等の特定の危険性に関連する場合もある。
- 各州に、健康保険制度（オンタリオ州健康保険制度やアルバータ州健康保険制度など）が導入されている。資金調達メカニズムとして、オンタリオ州を含む一部の州は、同州で事業を行う雇用主に給与税を課している。オンタリオ州では、同州で雇用主が支払う報酬総額に応じて 0.98～1.95%の変動税率が課される。

## 従業員の福利厚生

### 政府の年金制度

- カナダ年金制度では、退職した従業員の多くが連邦政府から年金収入を受け取っている。給与控除額を連邦政府に送金することにより、雇用主および従業員の両者が本制度に拠出している。
- 従業員は、2,748C ドルを年次上限として、給与の 5.1%をカナダ年金制度に拠出する義務を負う。ケベック州では、従業員は、2,910C ドルを年次上限として、ケベック州年金制度に給与の 5.5%を拠出しなければならない。雇用主は、係る金額に一致する金額を拠出することが義務付けられている。

### 登録退職金制度およびその他の事業主型年金制度

- 従業員給付として、多くの雇用主が「登録退職金制度」を自発的に設けている。係る制度に基づく支払いは、カナダ年金制度の下での給付を補完し、かつ大幅に上回ることが多い。
- 各州（プリンス・エドワード・アイランド州を除く）および連邦法域の年金基準法が、登録退職金制度の最低基準を定めている。
- 年金基準法は、確定給付型年金制度の現在および将来の年金債務を定期的に計算し、継続企業ベースおよび支払能力ベースの両方で積み立てることを雇用主に求めている。
- 「継続企業」および「支払能力」ベースの資金調達のための目的は、年金給付に関連する拠出金が、従業員の勤続期間を通じて定期的に支払われること、ならびにその結果、年金および制度規約により約束されたその他の給付金を支払うために必要な資金が退職時に存在するように、慎重に投資されることを保証することである。
- 「登録退職金制度」では、所得税法に規定されている拠出限度額および支払給付限度額を満たしていれば、税制上の優遇措置を受けることができる。
- ほかの雇用主設立型年金制度には、退職貯蓄制度、繰延利益配分制度またはグループ非課税貯蓄制度がある。これらの制度は、雇用主が提供するものであり、最低基準に関する一切の法規の対象とならない。

### 雇用保険

- 連邦雇用保険制度は、一時的な給与の中断を受けた従業員に所得支援を提供するものである。



- 雇用主および従業員の両者が、本制度に拠出しなければならない。雇用保険の給付期間は、従業員の勤続年数に関連する。給付額は、最高限度額内において、従業員の所得額によって異なる。
- また、出産・育児休業中の従業員にも雇用保険給付が支給される。出産休業給付は15週間まで利用可能であり、育児休業給付は35週間まで利用可能である。ただし、従業員は、（35週間の週次被保険収入の現行55%の率による育児休業給付の受領の代わりに）週次被保険収入の33%という、より低い率により、追加で26週間から最長61週間、育児休業給付を受けることを選択することができる。

### 労災補償

- カナダの多くの雇用主は、労働者災害補償法の適用を受けており、これに基づき、業務に起因する、もしくは業務中に生じた人身傷害または事故に対する補償請求を災害補償基金に対して行うことができる。係る補償は、従業員が人身傷害または事故に関して雇用主に対して損害賠償を求める訴訟を提起する権利に代わるものである。
- 各州において、雇用主は、その事業上の危険に基づき、適用される労働者災害補償法の下に定められた雇用主の一分類に分類される。雇用主のみが災害補償基金に拠出する。拠出額は、一般に、全分類の雇用主の事故経験、雇用主の給与の規模、場合によっては雇用主の個々の事故経験等に依拠する。

## 4. 個人情報処理

### 外国公務員の汚職行為

- 外国公務員汚職防止法（*Corruption of Foreign Officials Act*）は、個人または法人が、以下の行為を犯すことを犯罪と定めている。
  - 取引上の利点を得るために、外国公務員（外国政府または二カ国以上もしくはそれらの政府からなる公的国際機関に關与する、ほぼすべての者を含む）に対し、何らかの種類の利得もしくは利益を供与すること、または供与を申し出ること、またはそれらを行うことに同意すること。
  - 外国もしくは公的国際機関の決定に影響を及ぼすために、係る外国公務員に対し何らかの行為またはその地位の利用を促すこと。
- 禁止されている贈収賄から生じる財産もしくは財産の収益（法人所得を含む）を故意に所有すること、または当該財産もしくは当該収益をロンダリングすることもまた、違法行為である。本法規は、外国公務員による誠実な経費の支払い、外国法域の法律に基づ

いて認められる支払い、外国公務員によるその職務の一部である通常の行為（電子メール、査証の発行、警察の保護等）の迅速化または履行の確保のために行われる支払いを例外としている。

- 違法な汚職行為は、5年以下の懲役に処せられる場合がある。贈賄物の収用またはその収益のロンダリングは、10年以下の懲役および／または5万Cドル以下の罰金に処せられる場合がある。
- カナダの公務員に関する国内の汚職行為は、刑法に基づき規制されている。
- 会社の経営幹部が贈収賄または汚職行為の事実を認識していたか否かにより、カナダの贈収賄・汚職行為防止法に基づき、個人と企業の両方が訴追される可能性がある。

## 個人情報保護法

- カナダの連邦政府は、個人情報保護および電子文書法（以下、PIPEDA）の下で、消費者のプライバシーの保護を規制している。PIPEDAは、カナダ国民の個人情報を収集する組織に適用され、その組織がカナダの組織であるか否かを問わない。
- 組織が消費者の個人情報（識別可能な個人に関する情報として定義される）を合法的に収集し、保管し、使用するためには、消費者に係る収集、保管および使用について認識し、組織に対し同意を与えなければならない。
- 連邦法は、とりわけ、個人情報の保護およびプライバシー法令遵守の重要性についての従業員の指導に責任を負うプライバシー担当職員を任命することを組織に求めている。
- 連邦および一部の州のプライバシー法は、個人に対し「重大な危害を及ぼす真のリスク」をもたらす個人情報の侵害について規制当局に報告することを組織に義務付けている。また、組織は、重大な違反の影響を受けた個人に通知することを要求される場合があり、また、被ったすべてのプライバシー侵害の内部記録を保持しなければならない。
- 連邦プライバシーコミッショナーは、PIPEDAのコンプライアンスを確保するために組織を監査し、カナダの個人情報保護基準の違反を申し立てる個人からの苦情を審理することができる。プライバシーコミッショナーの監査または調査を妨害する行為は、10万Cドル以下の罰金に処せられる場合がある。
- ブリティッシュコロンビア州、アルバータ州、オンタリオ州等の一部の州では、さらに、すべての事業者に、消費者の健康情報にアクセスすることが適用される、消費者プライバシー保護法が施行されている。
- 連邦政府は、モバイルアプリ開発者向けにプライバシー保護指針を発行している。モバイルアプリの開発者は、消費者データの収集、保管、使用を連邦および州のプライバシー法に確実に準拠させることが必要となる。モバイルアプリの開発者が取り組むべきプライバシー上の重要事項には、以下の事項が含まれる。

- 利用者にとって明確な書式でアクセス可能な場所に、プライバシーポリシーを作成すること。
  - プライバシーポリシーのすべての変更について消費者に確実に通知すること。
  - 収集されたデータが安全な方法で保存されていることを確認すること。
- CPTPP は、個人情報を含む情報の国境を越えた移転が、締約国の投資家またはサービス供給業者の事業の遂行のためのものである場合には、係る国境を超えた移転を明白に認めている。

### データの保存および場所

- CPTPP は、締約国が、ほかの締約国の企業に、データの現地保存または現地のコンピューター設備の使用を要求することを禁じている。これは、日本の投資家がカナダで事業を行うための前提条件としてカナダにデータを保存することを要求されないことを意味する。

### スパム対策法

- カナダには、連邦政府が制定する「スパム対策」法（通称「CASL」）があり、特定の例外を除き、影響を受ける個人の同意なしにカナダへまたはカナダから商用電子メッセージを送信することを禁止している。
- メッセージの受信者が送信者と既存のビジネス関係（CASL で定義される）を有している場合、法律に基づいて暗黙の同意と認識される場合があることが重要である。また、同法は、商用電子メッセージ（電子メール、テキストおよびソーシャルメディアによる直接メッセージを含む）には、送信者の連絡先情報、および受領者が受信解除できるメカニズムを含めなければならないとしている。
- 連邦規制当局は、CASL に基づき苦情を調査し、違反した組織に対して 1,000 万 C ドル以下の罰金、取締役や役員等違反した個人に対して 100 万 C ドル以下の罰金を科すことができる。法律の遵守を実証するため、組織として詳細な記録を保持することが求められる。

### マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策

- カナダにおけるマネーロンダリング防止およびテロ資金供与防止に関する企業の義務は、犯罪収益（マネーロンダリング）およびテロ資金供与対策法（PCMLTA）ならびに刑法によって規定されている。

- PCMLTA の下では、金融機関、不動産仲介業者および開発業者、融資会社、カジノ、証券およびその他の金融サービスプロバイダー、外国為替ディーラー等の「報告主体」は、以下の要件を満たさなければならない。
  - FINRA 規則 3310 に準拠した遵守計画を作成する。
  - 顧客を確実に特定し、検証できるように、包括的な「顧客確認」基準を作成する。
  - 特定の記録を保管および更新する。
  - 特定の取引を報告する。
- 刑法は、テロリスト、テロリスト集団、「特別指定者」に対し、またはテロリスト、テロリスト集団もしくは「特別指定者」に関連する財産と知りつつ当該財産を取り扱う個人に対し、故意に金融サービスを提供または提供支援する個人に厳罰を課している。

## 5. 自由貿易協定

### カナダ・米国・メキシコ協定

カナダ・米国・メキシコ協定（Canada-United States-Mexico Agreement 以下、CUSMA\*）は、カナダ、米国、メキシコ間の地域貿易協定である。本協定は、三国間の物品、サービスおよび投資の取引を自由化し、知的財産権の保護について規定している。

\*日本では、新 NAFTA、あるいは USMCA とも呼ばれている。

#### *CUSMA* の利点

- カナダの日系子会社は、ほかのカナダ企業と同等に、CUSMA に基づく待遇と利益を享受する。加盟国に居住していないが、カナダで事業を立ち上げることを希望する投資家にとっての CUSMA の主な利点は以下のとおりである。
  - 消費者が、カナダで生産される製品または提供されるサービスを関税無料でほかの CUSMA 諸国の市場から利用できるようになる。
  - CUSMA の規定は、自由貿易圏全体における投資家とその投資に対する公正、透明かつ非差別的な待遇を求めることによって、域内の投資の確実性と安定性の向上を確保するものである。
  - CUSMA は、投資家と国家間の紛争に対する特定の解決救済措置を提供しており、CUSMA 加盟国の投資家が、ほかの CUSMA 加盟国の措置により損害を被った際に、補償を得る手段として、既に多くの機会において、成功裏に利用されている。

- CUSMA の対象となる貿易品の多くが、関税免除されている。物品が、CUSMA 協定に基づく関税上の特惠待遇の対象となるためには、当該物品は、完全に CUSMA 協定加盟国において製造されたものでなければならない、または製造工程を通じて、CUSMA 協定加盟国原産の物品であると認められるに十分な変容を遂げたものでなければならない。
- CUSMA は、一定の例外を前提として、輸入の許可および割当量に関する規定を含め、非関税輸出入制限の撤廃を規定している。また、金融サービス、政府調達、陸上輸送、電気通信、農業、エネルギー等の分野で国境を越えた自由取引を許可している。
- CUSMA は、加盟国の投資家が、連邦政府、州政府、地方自治体を問わず、いずれかの政府によってとられた措置の結果、ほかの加盟国への投資を不当に取り扱われた場合、当該他の加盟国の政府に対して申し立てを提起することを係る投資家に認めている。

### **CUSMA と NAFTA の主な違い**

- 2018 年に、CUSMA は、その前身である北米自由貿易協定（以下、NAFTA）に取って代わった。規定の多くは変更されていないが、CUSMA と NAFTA の間にはいくつかの顕著な違いがある。
- CUSMA は、無関税輸出の資格を得るために北米で生産しなければならない自動車の割合を 62.5%から 75%に増やした。また、自動車生産の少なくとも 40%を、平均賃金が時給 16C ドルの工場からの生産とすることを義務付けている。
- CUSMA は、米国の乳製品生産者によるカナダ市場への参入を大幅に増加させた。
- NAFTA の下での著作権保護期間は、著作者の死後 50 年だったが、CUSMA は、著作権保護期間を著作者の死後 70 年に延長した。
- CUSMA の下では、ジェネリック医薬品の製造業者が特許医薬品の後発品を製造・販売することを禁じられる期間が長くなっている。
- CUSMA は、電子商取引に関する規定を追加し、電子書籍や音楽等のデジタル製品に関税を課すことを加盟国に禁止している。
- サンセット条項が追加され、加盟国が 16 年おきに CUSMA を再検討し、延長を求めることができるようになった。

### **環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（以下、CPTPP）**

- CPTPP は、世界の GDP の約 13%を占める 11 カ国間の貿易協定である。オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナムはすべて CPTPP に署名している。CPTPP は、その前身

である環太平洋パートナーシップ協定（TPP）のほとんどの規定を取り入れている。米国は、2017年にTPP協議から撤退した。

- CPTPPは、日本に輸入するカナダの物品に対する関税の90%を撤廃しており、段階的廃止期間の終了までに95%の関税を撤廃する。さらに、CPTPPは日本産品に対するカナダ関税の99%を撤廃する。CPTPPは、労働、環境、電子商取引、金融サービス等の分野に関して、より調和のとれた規制環境を構築するとともに、締約国間で事業を行う事業者や投資家に対する査証要件を大幅に自由化している。

## 紛争解決

- CPTPPは、締約国、投資家および締約国の事業者が紛争を解決することができる紛争解決のための中立的な場を提供している。CPTPPの条件を実施しなかった締約国から、締約国による関税引き下げの不履行により損害を被った事業者に至るまで、あらゆる者が紛争当事者となる可能性がある。
- 紛争当事者は、締約国に対して「協議」を開始することができ、3締約国で構成されるパネルが、問題となっている紛争およびCPTPPが違反されたか否かに関するその意見について拘束力のある報告書を発行する。
- 特定の紛争について利害関係を有する第三者が参加することが認められている。

## 6. カナダにおける製品またはサービスの販売

### 言語に関する法律および製品のラベル表記

- カナダには、英語とフランス語の二つの公用語がある。
- カナダ全域で、以下の製品カテゴリーには、二カ国語表記が義務付けられている。
  - 消費財については、商品ID、商品の正味数量、販売業者の名称および主たる事業所を英語およびフランス語の両方で表示する必要がある。
  - 医薬品については、使用上の注意と最終ラベルは英語とフランス語の両方で記載しなければならない。
  - 大部分の消費者向けプレパッケージ食品について、パッケージ上に表示しなければならない情報は、英語とフランス語の両方で記載しなければならない。

- (注) ケベック州については、p.10「ケベック州における言語に関する法律」も参照のこと。

## ラベルに関する法律

- カナダには、カナダの商品の販売者にラベル等による表示義務を課すさまざまな製品カテゴリー特有の法律が制定されている。
- 消費者包装表示法 (*Consumer Packaging and Labelling Act*) は、プレパッケージ商品の包装、表示、販売、輸入および広告について規制する刑法である。
- 繊維、食品、貴金属および医薬品については、ラベル付けおよび包装に関するほかの最低基準が法的に義務付けられている。
- カナダ消費者製品安全法 (CCPSA) は、玩具、スポーツ用品、マットレス等の製品の健康と安全に関連する追加的な製品表示要件を定めている。さらに、CCPSA は、「人の健康または安全にとって危険」である消費財または CCPSA で明確に特定されている消費財の小売店に対し、サプライチェーンを通じて当該消費財を追跡する書類を維持する義務を課している。
- 関税法は、原産国を特定することが要求される商品を規定している。

## 規制製品

- カナダには、製品固有の規則および法的要件を有する多数の製品がある。係る製品には、以下のものが含まれる。
  - 食品
  - 火器
  - 衣類
  - 玩具
  - たばこ
  - 医療機器
  - 電子機器
  - 無線機器
  - 化粧品
  - チャイルドカーシート
  - 子供用宝石類
  - 消費者向け化学品

## 電子商取引

- すべての州および準州に、とりわけ電子商取引ならびにオンラインでの製品およびサービスの販売を規制する消費者保護法が制定されている。係る法律の例としては、オンタリオ州の消費者保護法、ケベック州の消費者保護法、ブリティッシュコロンビア州の取引慣行および消費者保護法、サスカチュワン州の消費者保護および取引慣行法が挙げられる。
- 各州の消費者保護法では、概ね、販売に先立ってインターネット顧客に提供しなければならない情報を規定し、売買締結時に顧客に販売条件書のコピーを送付することをインターネット小売業者に義務付けている。

## デジタル製品

- CPTPP は、締約国が他の締約国から電子的に送信されたコンテンツに関税を課すことを禁止している。
- さらに、CPTPP に基づき、締約国は、自国の地域におけるソフトウェアの輸入、流通、販売または使用の条件として、ほかの締約国の者が所有するソフトウェアのソースコードの譲渡またはアクセスを要求することを禁止されている。

## ギフトカード、ロイヤルティープログラム、コンテスト

- ギフトカードには州の消費者保護法が適用される。ほとんどの州の消費者保護法では、さまざまな媒体による贈物を対象とするために「ギフトカード」という文言に幅広い定義が用いられている。
- 一般的に、ギフトカードを発行している会社は、
  - 当該ギフトカードが販売促進のために使用され、または特定の商品もしくはサービスのために作成されたものでない限り、当該ギフトカードに有効期限を設けることを禁止されている。
  - カードの使用に関連する費用を消費者に請求することは禁止されている。
- 州の消費者保護法の中には、ロイヤルティープログラムの運営に何らかの条件や制限を課しているものもある。例として、オンタリオ州の報酬ポイント保護法 (*Protecting Rewards Points Act*) は、ロイヤルティープログラムが、時間のみに基づいてロイヤルティープointを期限切れにすることを禁じている。
- 競争法 (*Competition Act*) と刑法はコンテストについて規制している。カナダの競争規制制度の主な特徴は、以下のとおりである。



- コンテストは、賞品の数およびおおよその価値、コンテストの対象となる領域および当選の可能性に関する重要な情報を適切かつ公平に開示しなければならない。
- 賞品の配布は、コンテスト終了後、速やかに行わなければならない。
- コンテストまたはその参加者は、能力に基づいて、または無作為に選ばなければならない。
- 競争法に違反してプロモーション・コンテストを実施していると判明した法人は、初回違反者に 1,000 万 C ドルを上限とする責任、その後の各違反につき 1,500 万 C ドルを上限とする責任を負わされる場合がある。

### 消費者からの債権回収

- 州法は、カナダにおける債権回収者に対するライセンス供与および債権回収の実施について規制している。
- 州および連邦の消費者保護法は、消費者からの債権回収に関してさまざまな「禁止行為」を規定している。債権回収に従事しているまたは回収を試みる事業者は、州および連邦の消費者保護法を参照し、債権回収方法が合法であることを確認すべきである。

### 広告およびマーケティングに関する法律

- 競争法は、詐欺的なテレマーケティング、賞金獲得の詐欺的通知、ピラミッド商法等、著しい誤解を招く恐れのある広告や欺瞞的なマーケティング行為を禁止し、犯罪と定めている。違反行為に対する最高刑は、14 年以下の懲役刑または裁判所の裁量による罰金刑、またはその両方である。
- 製品の価格、証言、および競合製品との比較に関する主張は、競合法に規定される有効な裏付けまたは検査結果を有しなければならない。
- 製品の性能、有効性に関する大衆への不実表明またはおとり販売等の、比較的深刻度が低い、誤解を招く広告や詐欺的なマーケティング行為は、審査および制裁の対象となる。競争審判所は、ある者がこれらの行為の一に従事したことを確信する場合、係る者に対し、当該行為の停止、当該行為によって影響を受けた可能性のある消費者に係る影響を認識させるための通知の公表、および 1,000 万 C ドルを上限とする行政上の罰金の支払いを命じることができる（初回の法人違反者について）。
- ケベック州では、13 歳未満の個人に対する宣伝は禁止されている。カナダのその他の地域では、子どもに対する広告に関する放送法 (*Broadcast Code for Advertising to Children*) とカナダ広告基準法 (*Canadian Code of Advertising Standards*) が、子どもに対する広告を規制している。

- テレマーケティングは、カナダにおいて、カナダ・ラジオテレビ通信委員会の不招請通信規則により規制されている。当規則では、合法的な電話連絡時間やテレマーケティング活動の内容等の事項が規制されている。違反者は、違反電話 1 件につき最大 1 万 5,000C ドルの罰金を科されることがある。

## 反競争的行為

カナダの競争法には、さまざまな反競争的行為を禁じる刑事および民事の規定が含まれている。また、競争法は、企業合併前の届出と合併審査の制度を確立している。

## 支配的地位の悪用

- 競争法は、市場において支配的な地位にある者が一定の反競争的な商慣習を行うことを禁止している。競争審判所は、反競争的行為が市場における競争を実質的に妨げまたは減少させていると認める場合には、当該行為に従事することを禁止する命令を発することができる。また、競争を回復するために合理的かつ必要な救済命令を出すことができ、1,000 万 C ドルを上限とする行政上の罰金（初犯者）の支払いを命じることができる。

## 合併審査

- 競争法は、企業の吸収合併または提案された吸収合併が、競争を実質的に妨げまたは減少させる可能性があるか否かを調査するために、競争局長官に広範な権限を与えている。取引に係る懸念を生じさせる場合、競争局長官は、是正命令を競争審判所に申請することができる。合併の完了の禁止、または合併が完了した場合には合併事業の解体が命じられることになる可能性がある。

## 合併前の届出

- 競争法は、特定の基準値を超える規模の一定の合併取引について、競争局長官に事前に通知することを要求している。以下の基準値をすべて超過した場合には、株式取得のための通知が必要である。
  - **当事者の規模**：取引の当事者と、その関連会社を合わせた、カナダにおける資産、またはカナダにおける、カナダからの、もしくはカナダへの販売による年間総収益が 4 億 C ドルを超える。

- **取引規模**：対象企業（またはその支配下にある企業）のカナダにおける資産、またはカナダにおける、もしくはカナダからの販売による年間総収益が 8,800 万 C ドルを超える。
  - **議決権の基準値**：取引の結果、買収側企業が、当該法人の全発行済み議決権付株式に付随する議決権の内、株式公開法人の場合は 20%超、株式未公開法人の場合は 35%超(または、両ケースにおいて、買収側企業が既に法人の発行済み議決権付株式の 20%もしくは 35%を保有している場合は、50%超)を保有することになる。
- 同様の基準が、資産買収、企業合併、非法人事業の結合および企業結合における持分の取得にも適用される。
  - 免除が適用可能でない限り、通知可能な取引の当事者は、顧客および供給業者の情報を含む提案する取引の通知を競争局長官に提供し、取引が完了する前に法定待機期間の満了を待つことを要求される。待機期間は、その満了前に競争局長官が補充的情報を請求しない限り 30 日であり、係る情報請求は、当事者が競争局長官に要求された情報を提供した後 30 日まで待機期間を延長する。
  - 合併は、通知可能であるか否かにかかわらず、競争局長官により、当該合併の完了前（当該取引について長官が認識するに至ったと想定する）および実質的完了後 1 年までの両期間において、合併に関する競争法の実体規定に基づき再審理される可能性がある。

### 事前審査証明書

- 届出可能な合併取引の当事者は、合併前の通知を提出する代わりに、事前審査証明書（以下、ARC）の発行を競争局長官に申請することができる。係る証明書は、発行された場合、合併前通知の提出要件を免除し、競争局長官がその後に取引に異議を唱えることを妨げる。ただし、ARC の発行は自由裁量であり、ARC は通常、取引が合併に関する法律上の重大な問題を引き起こさない場合にのみ発行される。
- ARC の発行申請は、取引および当事者、ならびに競争法上の実質的懸念が存在しない理由を記載した書状により行う。ほとんどの ARC 発行申請は、2～3 週間以内に処理される。
- ARC 発行申請および合併前通知には、5 万 C ドルの手数料がかかる（手数料は、一方または両方が提出された場合とも同額である）。申請の懈怠は、刑事犯罪となり、最高 5 万 C ドルの罰金が科される。申請後の法定待機期間の遵守の懈怠には、1 日当たり最高 1 万 C ドルの民事上の罰金が科せられる。

## その他の審査の対象となり得る取引慣行

- 競争法は、競争に重大な悪影響を及ぼすほかのさまざまな取引慣行を禁止している。係る慣行には、取引拒絶、価格維持、排他的取引、抱き合わせ販売、市場制限等の複数のマーケティングおよび流通の取り決めが含まれる。競争審判所は、いずれかの者が係る慣行のいずれかに従事したことを発見した場合、当該慣行を中止するよう命じることができ、また、一定の状況においては、市場における競争を回復するために必要と認める他の命令を発することができる。

## ロビー活動

- 連邦、州の法律、および一定の状況において地方自治体の法律が、ロビイストに対し、対応する政府当局に登録し、ロビー活動に関して継続的な開示を行うことを求めている。
- ロビー活動に自社を代理する第三者に従事させるのではなく、ロビイストを自社で雇う企業は、自社のロビイストを適切な政府当局に登録しなければならない場合がある。

## 7. カナダにおける政府調達

### 入札募集における入札

- 入札募集において入札すると、「契約 A」と「契約 B」の二つの契約が発生する。
- 入札者が入札すると、政府と各入札者との間で契約 A が生じる。契約 A は、実際のプロジェクト契約または購入契約とは別個のものである。通常、入札募集により契約 A が生じるが、提案依頼 (RFP) においては、契約 A は発生しない。
- 入札時に契約 A が存在することが判明した場合、買い手による契約 A の明示的または黙示的条件の違反により責任が生じる場合がある。契約 A の明示的条件は、入札書類中の、調達過程における当事者の行為に関連する規定である。
- 契約 A に黙示の条件が存在するか否かを判断する際、裁判所は、特定の取引または業界における慣習および慣行ならびに両当事者の推定される意図に注目する。一般的な黙示の条件には、すべての入札を公平かつ平等に扱い、すべての入札者に適切な情報を提供し、すべての入札者に認知されている基準に基づいて入札を評価する買い手側の義務が含まれる。

- 二つ目の契約は、契約 B と称し、落札者の選択時に成立する。当契約は、落札者と買い手との間の調達条件について定める。

## 連邦政府への物品およびサービスの調達

### プロセスの概要

- 調達に関する行動規範は、連邦政府への供給業者の法令遵守要件を定めている。
- 不適格・中断方針は、一定の供給業者が連邦政府への物品またはサービスの調達を禁止される状況を定めたものである。本方針は、企業または一定の場合にその関連会社が詐欺、贈収賄、文書偽造、株式操作、インサイダー取引、ロビー活動および外国腐敗行為等の一定の犯罪で告発または有罪判決を受けた場合、10年間の限度として連邦政府との契約の締結を禁止する効力を与える可能性がある。本方針は、入札前3年間に外国法域で同等の犯罪を行った会社をも対象としている。
- 標準調達条項・条件マニュアル（以下、SACCM）は、連邦調達契約に一般的にみられる調達条項、認証および一般的な条件の一覧を明記している。SACCMには、これらの条項および条件が連邦政府によってどのように、いつ使用されるかに関する指針も含まれている。
- 連邦政府は、SACCMに定められた標準形式の条項および条件から逸脱することはほとんどない。

### 供給業者の責任

- 公共調達契約における請負業者の責任を制限する際の意味決定に関する方針（責任方針）は、供給業者と連邦政府との間でどのように責任を配分するかについて定めている。
- 責任方針は、連邦調達契約における責任の配分を構成する以下の四つの主要原則を規定している。
  - 政府は、国の調達契約が国の適切な補償を規定することを保証する。
  - 請負業者は、自らの管理下にあるリスクを管理する責任を負い、請負業者が契約に基づき遂行する作業の結果として生じる損失、特に第三者の請求する債務について、財務上の責任を保持しなければならない。
  - 通常であれば請負業者が責任を負担することが想定される請負業者のリスクおよび潜在的責任の国への実質的な移転は、公共の利益のためにやむを得ない理由がある例外的な状況においてのみ発生すべきである。

- 補償および制限に関する条項は、リスクに基づいた管理効率の良い方法で実施され、国および請負業者によるリスクおよび契約履行の管理におけるデューデリジェンスの基盤となっている。

### 知的財産権に関する問題

- 公共調達契約に基づき生じる知的財産の所有権に関する方針（以下、IP 方針）は、政府調達における知的財産の所有権に関する連邦政府の方針を定めたものである。
- IP 方針には、政府調達契約に基づいて知的財産を創出する供給業者は、政府調達契約に基づく業務の一部として最初に着想、開発、生産または実用化した知的財産を所有し、商用化する機会を有すると定めている。
- ただし、政府の知的財産の使用目的が知的財産の所有権を必要とする場合、連邦政府は、独占的所有権を取得する機会を有する。
- また、IP 方針は、政府調達契約の完了過程において創出された知的財産の政府の使用目的が、ライセンス契約によって満たすことができる場合、政府は、ライセンスの範囲が広範であるか否かを問わず、必要なライセンスを求めることができると定めている。
- 供給業者候補者は、政府の調達契約において連邦政府が一般的に使用している知的財産に関する条項および条件の一覧についても、標準調達条項・条件マニュアルを参照すべきである。規程 R1225D、K3410C、K3315C、K3305C、K3200T、A9094C、4007 および 4006 は、調達契約において連邦政府が一般的に使用する標準条項および条件である。どのように、またいつ使用されるかについての説明は、(こちら)から確認できる。

### 防衛関連調達

- 防衛生産法（DPA : *Defense Production Act*）は、防衛関連調達契約の締結および終了に関する連邦政府の権限を定めている。DPA では、以下が定められている。
  - 連邦政府による防衛関連調達契約の早期解除または終了に起因して、物資供給業者に損害賠償または補償を提供することはできない。
  - 連邦政府は、その裁量により、防衛関連調達契約において支払われた金額または支払われるべき金額が、契約を履行するための公正かつ合理的な費用を超えると判断し、その金額を減額することができる。
  - 連邦政府は、防衛関連調達契約の対象となる物品およびサービスの材料調達元、生産および保管に関して、請負業者に一定の開示を義務付けることができる。
- 請負業者は、防衛関連調達契約が履行された暦年から 6 年間、契約の履行に関連する費用の会計記録を作成し、維持しなければならない。

- カナダにおける防衛関連調達には、カナダの産業技術利益（以下、ITB 方針）の対象となる。
- この ITB 方針では、防衛調達契約を締結した会社は、カナダにおいて、落札した契約の価値と同等の事業活動を行わなければならない。
- また、この ITB 方針には、防衛関連調達の入札者が、各入札に伴うカナダへの経済的利益に基づいて競争することを要求するバリュー・プロポジション要素も含まれている。
- バリュー・プロポジションは、価格や技術的優位性等のほかの慣習的な基準とともに、評価の一部を構成する基準である。
- 締結する売買契約または役務契約の種類によっては、契約を完了させるために国防請負業者に求められるセキュリティのレベルを連邦政府が定める。
- 政府の防衛関連物資供給業者はすべて、「政府セキュリティ方針」、「産業セキュリティマニュアル」、「商用クラウドサービスの確実な利用に関する指針：セキュリティ政策実施通知」、「電子データレジデンシー指針」に定められている政府セキュリティ指令を遵守しなければならない。

## 医療用品の調達

- カナダの病院や機関で使用される医薬品、医療機器、その他の医療用製品の供給は、入札の対象となることが多い。多くの病院は、競争的な調達プロセスと契約条件を管理するグループ購買組織（以下、GPO）の一員となっている。当組織は、複数の医療機関による複数の商品の取得に適用される一つの契約を販売業者に交渉させることによって、供給プロセスを合理化することを目的としている。
- 医療分野における調達は固有の複雑性を有している。カナダの医薬品価格は連邦消費者保護団体（特許取得医薬品価格審査委員会：Patented Medicine Prices Review Board）によって規制されており、一部の州では、医薬品および一部の消耗品に適用されるリベート禁止法が制定されている。係る法律は、医療用製品の販売業者が GPO に申し出る提案に影響を与える可能性がある。
- 販売業者および GPO は、市場の変化への適応を望むため、ジェネリック医薬品または改良された機器のカナダ市場への参入に対応する供給契約の条件について交渉する。
- 医療分野への入札は、患者に適切な処置を処方する医療専門家の裁量が損なわれないことを確実にするために、医療専門家に対する誘導に関連する問題にも対処しなければならない。

## 貿易協定およびカナダの国際協定

### 包括的かつ先進的な環太平洋パートナーシップ協定 (CPTPP)

- CPTPP は、日本の企業や投資家が、物品やサービスのカナダの供給業者と同等の政府調達契約条件で入札することを可能にする。
- CPTPP はまた、調達が透明かつ公平な方法で行われることを確保するための一定の手順を定めている。
- カナダ政府調達契約の締結における外国企業に対する非差別措置の適用対象となる物品およびサービスの完全な一覧は、付属書 15-A のカナダ別表のセクション D および Eに記載されている。

### ほかの貿易協定

- カナダが当事国であるほかの貿易協定（カナダ・欧州連合包括的経済貿易協定等）も、特定の種類の調達に適用され、政府機関が、他国の供給業者に対しても、国内企業と同等に有利な待遇を提供することを要求している。
- これは、日本の物品およびサービスの供給業者が、政府調達契約に関してカナダの供給業者と同等の待遇を受けられる一方で、EU 加盟国等、カナダと貿易協定を締結している他国の供給業者も同等の待遇を受けることを意味する。

## 8. 知的財産の創造と登録

カナダは、国内特許法に加え、特許協力条約 (*Patent Cooperation Treaty*)、文学的および美術的著作物に関するベルヌ条約 (*Berne Convention on Literary and Artistic Works*)、世界貿易機関に基づく知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (*Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights*) および工業所有権の保護に関するパリ条約 (*Paris Convention for the Protection of Industrial Property*) の締約国である。



## 特許

### カナダの特許法の概要

- 特許は、発明の 1)有用性、2)新規性、3)独創性の側面に対して付与される。
- カナダでは、特許は先願主義で付与され、特許出願は、発明者または発明者に代わって特許を請求する者による発明の公開から1年以内にカナダで行わなければならない。
- カナダにおいて特許取得可能な主題には制限がある。例として、動物、植物、種子および芸術的または専門的技能に依存する主題は、カナダにおいて特許を取得できない。
- 特許および特許出願を有効に維持するために、特許の出願人または所有者は、年間維持手数料を納付しなければならない。
- 特許の有効期間は、特許出願日から20年であり、カナダでの販売を承認された製剤の薬効成分の特許を請求する場合には、特許有効期間の延長が認められる。
- CPTPP は、カナダが、知的財産権の保護に関してカナダの知的財産保有者に付与する権利と同等のすべての権利を日本の知的財産保有者に付与することを義務付けている。

### 特許の出願および登録

- 特許の出願は、カナダ知的財産局に申請しなければならない。
- カナダはパリ条約の締約国であり、WTO 加盟国であるため、パリ条約の他の締約国または他の WTO 加盟国に特許を出願した場合、先の出願日から1年以内にカナダでの特許出願を行い、カナダでの特許出願について、先の出願日の利益を享受できる。
- CPTPP の下では、未公開の係属中の特許出願は、出願日からまたは優先権が主張されている場合は最先の優先日から18カ月間の満了後に公開される。

### 医薬品業界における特許と規制上の保護

- 特許によって与えられる従来からの保護（特許期間中の侵害に対する償還請求）および限られた事例における特許期間延長の利用可能性に加えて、医薬品特許の存在はカナダにおいて二つのさらなる重要な意味合いを有し得る。
  - 第1に、特定の状況において、特許取得医薬品（コンプライアンス通知）規則の下で、製薬会社は、ジェネリック製品の製造業者が、その製品による関連特許の侵害が存在しないこと、または関連特許が無効であることを立証できるまで、最大2年間、特許登録簿に列挙された関連特許を有して、ジェネリック製品の競争を阻止することができる。

- 第2に、世界でも例をみない制度の下において、市販医薬品に広く関連する特許の存在は、価格報告義務および連邦特許取得医薬品価格審査委員会の価格管理管轄の対象となる。
- カナダには、特許に関連しないさらなる形式の保護が存在する。革新的な医薬品に対し、8年間の規制上の独占権を付与する医薬品規制データ保護制度であり、小児データについては、係る期間を8年半に延長できる（「規制上の独占権」とは、医薬品開発者に対する承認に直接的または間接的に依存しようとする競合他社を排除して、特定の医薬品または医薬品成分についてカナダ保健省が発行する医薬品の承認を保持することをいう）。
- 医薬品製造業者は、市販許可を受ける前に、食品医薬品法（*Food and Drugs Act*）および規制で要求されているように、製品の安全性、有効性および品質に関する実質的な科学的証拠をカナダ保健省に提出しなければならない。CPTPPは、市販許可プロセスの結果、有効な特許期間が不当に短縮された場合、医薬品特許の特許権者に補償するために、特許期間の調整をカナダに義務付けている。
- CPTPPは、他者が新規医薬品の販売承認を取得するための条件として、当該医薬品の安全性および有効性に関する非開示試験その他のデータを提出した医薬品について、係る新規医薬品の販売承認日から5年間、第三者による当該医薬品の販売を禁止している。CPTPPは、既承認医薬品の販売承認の裏付けとして要求され、提出される、新規効能、新規製剤または新規投与方法を含む新規の臨床情報および未承認の化学成分についても同様の保護を課している。

### 金融サービス産業における特許保護

- カナダ特許庁は、カナダではビジネスモデル特許は完全には禁止されていないと判断しており、法律の適用において一貫性を欠く傾向にある。
- 上記にかかわらず、出願者は、金融サービスを提供する際に使用される演算通信システム等の金融サービス産業に関連する「ビジネス手法」およびその他の種類の発明の特許保護を追求し続けており、係る保護の取得に成功している。攻守両側面における本分野の特許戦略には、熟慮が必要である。

### 他業界における特許および規制上の保護

- 食品、消費者製品、自然健康製品（NHP）、化粧品および医療機器業界もまた、製品を保護するために特許、商標および規制上の独占権に依存している。
- 規制上の観点から、製品の分類（医療機器または医薬品として分類されるか、NHPまたは医薬品として分類されるか）は、製品に関連する商標名を選択する際の柔軟性から、製品の審査と承認の時期ならびに価格、広告および販売促進の対価に至るまで、製品のライフサイクル管理に重大な影響を及ぼす可能性がある。

## 商標

- 商標は、その所有者の製品またはサービスを他者の製品またはサービスと区別するために使用される単語、語句、スローガン、ロゴ、デザイン、シンボル、文字／数字の組み合わせ、色もしくは音、またはこれらの組み合わせとすることができる。
- 未登録商標は、利用に基づき保護できる。
- 登録商標は、所有者に広範な権利を与え、権利の行使を容易にする。
- 既存の商標と混同を生じる商標、提供される商品およびサービスを説明する商標、姓名、特定の地名を含む特定種類の商標の登録の制限ならびにその他の制限が存在する。

### 2019 商標に関する改正

- カナダ議会は、2019年6月17日、商標法 (*Trademarks Act*) の抜本的改正を行った。カナダの商標制度の最も顕著な変化には、以下のものが含まれる。
  - 2019年6月17日以降に出願されたすべての商標について、商標登録の有効期間を15年から10年に短縮。
  - 登録可能な商標の範囲が、香り、味および質感を含む製品材料を示すものを含むように拡大。
  - カナダはマドリッド協定議定書に加盟している。つまり、「本国」で登録申請したカナダ人は、世界知的所有権機関に商標登録申請することが許可される。さらに、カナダ知的財産局は、カナダにおいて商標登録を求めているマドリッド協定議定書加盟国の非カナダ人による商標登録の申請を受理する。
  - 商標登録申請者は、自己の商標を登録する際に、商標の使用目的を申告する必要がなくなった。
  - 商標登録料の引き上げ。

## 著作権

- カナダの法律の下では、著作権保護期間は、作者の死後50年とされていた。
- しかし、CPTPPの下では、著作権保護可能な主題の著作権保護期間は、作者の死後70年に延長されている。
- 作者および実演者は、作者人格権、著作物または実演の完全性を保持する権利、および著作物または実演に関して認められる権利も有する。作者人格権は、著作権と同

一の期間存続し、著作者または実演者は、著作者人格権を放棄することはできるが、譲渡することはできない。

- 著作権は自動的に発生し、登録する必要はないが、登録により、著作権の行使が容易になる。著作権は、カナダ知的財産局に電子的に登録することができる。

## 工業意匠および集積回路の回路配置

- カナダはまた、登録を通じて工業意匠および集積回路の回路配置（コンピュータチップ）を保護している。
- 特許は物品の機能的特徴を保護するが、工業意匠の登録はその視覚的特徴を保護する。
- 工業意匠登録によって一般に保護される物品には、消費者製品および工業製品、コンピュータアイコン、装飾容器および装飾家具、窓およびドアが含まれる。集積回路の回路配置の登録は、マイクロチップおよび半導体チップに使用される電子回路の三次元形状を保護する。
- 工業意匠の登録出願は、当該意匠がカナダまたはその他の場所で公開されたか否かにかかわらず、意匠の公開から1年以内に申請しなければならない。工業意匠登録は、最初の登録後10年で満了となる。
- WTO またはパリ条約の加盟国において工業意匠を登録した会社が、カナダにおける申請に関して先の申請日の利益を主張するには、先の申請から6カ月以内に工業意匠登録を申請すべきである。
- 集積回路の回路配置の登録申請は、当該回路配置の最初の商用利用から2年以内に行わなければならない。集積回路の回路配置の登録は、最初に申請された時点または回路配置が商用利用された時点の何れか早い方の時点から10年が経過した後に失効する。

## 企業秘密

- カナダには、企業秘密を保護するための正式な知的財産制度はない。企業秘密を保護し、その利益を享受するために、事業者は、1)当該秘密から事業上の価値を取得し、2)当該事業上の情報を秘密に保持し、かつ、3)当該事業上の情報が秘密に留まることを確保するためのあらゆる可能な措置を講じなければならない。
- カナダの英米法の下では、企業秘密の受領者は、企業秘密の開示者に対して秘密保持義務を負う。係る守秘義務に違反した場合には、違反した個人に対する不法行為に基づく償還請求権が発生する。
- 多くの企業秘密が、契約に基づく守秘義務の違反の場合に開示者に救済を与える、企業秘密の開示者と受領者との間の契約条項によっても保護されている。

## .CA ドメイン名の登録

- カナダインターネット登録局は、.CA のドメイン名の登録を求める個人および企業が、十分に「カナダに所在」していることを要求する。特に、以下の個人および企業は、.CA のドメイン名を登録することができる。
  - カナダの国民、永住者およびこれらの者の法定代理人
  - 連邦または州で設立された会社
  - 州で設立された信託であって、その受託者の3分の2以上がカナダの国民、永住者もしくはそれらの法定代理人または法人
  - カナダに所在する教育機関、図書館、博物館、資料館および病院
  - カナダで登録された商標の所有者であって、.ca の拡張子を求めるドメイン名が、当該商標の正確な単語を構成または包含している
  - 構成員、取締役、役員、従業員および管理職員の少なくとも80%が通常カナダに居住している非法人組織またはクラブ

## 9. カナダでの資金調達

### 証券法

#### 法制上の枠組み

- カナダでは、証券法は主に州および準州の管轄事項である。カナダの各州および準州は、証券取引を管理する法律を制定しており、証券委員会または同様の証券規制当局を設立して、証券取引を管理している。
- 証券関連の法律および規則は、関連する指針を提供するために各証券規制当局によって制定された規則および方針によって強化されている。
- 証券規制当局は、カナダの各証券規制当局の代表者で構成される包括的組織であるカナダ証券管理局を通じて、国内の規程の統一を図ろうと試みている。取引業者やアドバイザーの登録、目論見書の提出、非公募発行および公開買い付け等、証券規制の主要分野を規定する規則は実質的に統一されているが、多くの規則は統一していない。
- カナダの証券規制当局は、主に情報共有を通じて米国証券取引委員会（SEC）等の外国の証券規制当局と協力している。

- 一般に、特定の州または準州の証券法は、提案された取引に、当該州もしくは準州内の場所からの、または当該州もしくは準州の居住者への証券の「取引」が関与する場合に適用されるが、係る原則には例外がある。「取引」は、有価約因による証券の販売、ならびに販売を促進するための直接的または間接的なすべての行為、広告、勧誘、活動または交渉を含むと広く定義されている。
- ケベック州においては、証券取引およびその他の市場活動に関連して、フランス語を用いる要件も考慮しなければならない。

### 集約に関する注記

- カナダの証券法では、一定の基準値に達した場合、またはそれを超越した場合には、公開買い付け、早期警戒報告、インサイダー報告、制御ブロックの処理に関する規程が発動される。
- 係る基準値は、証券保有者が実質的に所有している、または管理もしくは指示する（または係る管理もしくは指示の権限を有する）発行済み証券（または議決権）の規定の割合である。係る割合の計算において、一定の関連会社、関係会社およびその他の者によって所有または管理されている証券を包含することが要求される。係る証券の包含は、一般に「集約」と呼ばれている。

### 「適格機関投資家」に対する集約救済措置

- 集約要件は、企業グループにコンプライアンス上の負担を生じさせる可能性がある。負担を軽減するため、適格機関投資家に対しては、カナダ人による公開買い付け、早期警戒報告、インサイダー報告、制御ブロック処理の要件を免除する集約救済措置の利用を可能にしている。
- 一般的に、「適格機関投資家」とは、G8 諸国の特定の国で規制されている金融機関、連邦または州によって規制されている年金基金、目論見書により提案される投資ファンド、G8 諸国の特定の国で規制されており、完全な裁量権を有しているポートフォリオマネージャー（目論見書により提案される投資ファンドのポートフォリオマネージャーを含む）、ならびに ERISA（1974 年従業員退職所得保障法）の対象となっている米国の一定の投資会社および年金基金を意味する。

### 公開買い付け

- 公開買い付けを規制するカナダ証券法は、カナダのいずれかの者に対し、いずれかの発行人（国内外を問わない）の発行済み議決権付証券または持ち分証券の取得を提案する場合で、入札の対象となる証券が、入札者および入札者と連帯してまたは共同で行動す

る者により保有されている証券とともに、当該種類の証券の少なくとも 20%を構成する場合に発動される。

- 係る法律は、公開買い付けの手続き上の要件と、対象株主に提供される情報の種類を規定している。手続き上の要件は、すべての対象株主が公平に扱われ、十分な情報が提供され、情報に基づいた方法で提案を検討するための適切な時間が与えられることを確実にするように設計されている。

### 要件の適用が免除される公開買い付け

- 一定の公開買い付けは、手続き上の要件が免除される。
  - 証券取引所の規則が遵守される限り、証券取引所の施設を通じて行われる限られた数の証券の入札。
  - 買い手が当該証券の市場価格に対して 15%を超えるプレミアムを売り手に支払わない限りにおいて、最大 5 社の売り手との私的合意により行われる入札。
  - 発行済み対象証券またはその保有者の 10%未満がカナダに所在し、カナダ居住者が外国人保有者と同一の条件で参加する、主にカナダ国外で行われる入札。
- さらに、後述する多数国同時開示制度の下では、特定の米国企業の公開買い付けは、カナダ人証券保有者に対しても、米国株主に対する基準と同一の基準で、同一の開示文書をもって開示される可能性がある（本章の 21 章「カナダ資本市場への参入」の「米国の発行人による多数国同時開示制度の利用」を参照）。

### 早期警戒報告

- カナダの証券法は、証券の買い手に、敵対的な公開買い付けを市場に警告するための「早期警戒」報告義務を課している。本要件は、他国の居住者を含む者が、カナダのあらゆる種類の公開会社の発行済み議決権付証券または持ち株証券の 10%以上の実質的所有権（または支配権もしくは指揮権）を取得する場合に発動される。本要件はまた、議決権付証券または持ち分証券に転換可能な証券に関しても適用される。
- 早期警戒要件が発動された場合、取得者は、速やかに、かついかなる場合にも取得の翌営業日の取引開始日までに、所定の情報を含むニュースリリースを発行し、2 営業日以内に、署名済み報告書をカナダ証券規制当局に提出しなければならない。
- 最初の報告書の提出後、当該個人の保有割合の 2%以上のすべての増減、および以前に提出した報告書の重要事実のすべての変更を、ニュースリリースの発行および署名済み報告書の提出により報告しなければならない。また、会社の発行済み議決権付証券または持ち分証券の 10%以上を保有しなくなった場合にも、ニュースリリースの発行および署名済み報告書の提出により報告する必要がある。

- 当初またはその後の早期警戒報告書の提出を要求される者は、さらなる購入の一時停止措置の対象となる。係る措置は、報告書の提出原因となった事象の発生時から、当該報告書の提出日後1営業日が満了するまで、同一種類の証券（または同一種類に転換可能な証券）の追加取得を禁止する。係る措置は、すでに発行済み議決権付証券の20パーセント以上を保有している個人か企業には適用されない。

### パッシブ適格機関投資家に対する代替の月次早期警戒報告

- パッシブ適格機関投資家は、早期警戒報告について代替的な月次報告制度を利用することができる。
- 適格機関投資家（およびその共同行為者）が、パッシブ投資家としての資格を得るには、発行人の証券について正式な公開買い付けを行うこと、または発行人に関して一定の委任状勧誘活動を行うことを意図してはならない。
- パッシブ投資家はまた、適格機関投資家が（単独で、または共同行為者とともに）、発行人に対する（または発行人の事業の全部もしくは一部の承継人に対する）有効な支配権を保有する結果となる可能性のある吸収合併またはその他の取引を発行人に提案してはならない、もしくは係る提案を企図してはならない。機関投資家が（単独で、または共同行為者とともに）、単なる担保としてではない、議決権付証券の所有または支配もしくは指図を通じて、発行人の事実上の支配権を有する場合に、有効な支配権が存在する。また、機関投資家が、共同行為者とともに、30%を超える議決権を所有または支配する場合、有効な支配権が存在すると推定される。
- 適格機関投資家は、パッシブ投資を行う意図を有しなくなった場合には、代替的な月次報告制度を利用できなくなる。係る事態が生じた場合、標準的な早期警戒ニュースリリースを発行し、速やかに提出しなければならず、その後の買収については10日間禁止される。

### 自社株買い

- 一定の例外を前提として、会社は、正式な回覧書に基づき、かつ公開買い付けに適用される手続上の要件と同様の要件に従ってすべての株主に対し株式の購入を申し出ない限り、自社株買いにおいてその発行済み議決権付株式または普通株式をカナダの株主から購入することはできない。係る規則は、カナダ居住者に対し、カナダの公開会社および外国企業の株式の取得を申し出る場合にも同様に適用される。
- 以下を含む一定の自社株買いは、上述要件から免除される。
  - 非公開会社の証券の買い戻し



- 証券取引所の要件に従い行われる、限定数の証券に対する「通常」の買い戻し（通常、当該種類の証券の5%または当該種類の公開フロートの10%の内、いずれか高い方を最大とする。）
  - 従業員、取締役および役員からの市場価格での限定的買い戻し
  - 発行済み対象証券またはその保有者の10%未満がカナダに所在し、かつカナダ居住者が外国人保有者と同一の条件で参加する、主にカナダ国外で行われる買い戻し
- 一企業が、一人の株主または株主集団から株式を購入することは、一般的に認められていない。係る自社株買い規程の結果、敵対的株主は、一企業に対し、プレミアムで自社株を買い戻すよう圧力をかける「グリーンメール」戦略を採用できない。同様に、一企業は「選択的自社株買い」を追求できない。

### インサイダー報告

- インサイダーは、カナダの公開会社のすべての有価証券（負債証券または持ち分証券、議決権付証券または無議決権証券、普通証券または優先証券）の所有権および所有権の変更を開示しなければならない。インサイダーは、オプションの付与および行使、ならびに売り付けもしくは買い付け、またはその他の譲渡可能なオプションの所有権について報告する義務を負う。インサイダーは、「株式の現金化」についても報告しなければならない。これには、デリバティブ取引等を介して、公開会社に対するインサイダーの経済的エクスポージャーまたは当該発行人の証券に対するインサイダーの経済的利益を変化させる取り決めが含まれる。
- 以下のいずれかに該当する個人または会社（カナダ以外の国の居住者を含む）は、カナダの公開会社のインサイダーであり、インサイダー報告書の提出を求められる場合がある。
  - 公開会社の取締役または上級役員
  - 会社自体が公開会社のインサイダーもしくは主要子会社である会社の取締役もしくは上級役員
  - 公開会社のすべての発行済み議決権付証券に付随する議決権の10%を超える、当該公開会社の議決権付証券を（直接もしくは間接に）実質的に所有し、かつ/または、当該証券に対する支配権もしくは指示権を行使する個人もしくは会社
- (1)証券の所有権を証券の直接の所有者ではない者または会社に帰属させ、(2)証券の直接の所有者ではない特定の者をインサイダーとみなす規定によって、上記定義の範囲が拡大される。
- 一般に、インサイダー報告書は、カナダの公開会社が報告書の発行人となっている州または準州の証券規制当局に提出されなければならない。インサイダー報告書の提出は、

第一回報告書の場合は当該有価証券の売買日から10日以内、その後の報告書の場合は当該有価証券の売買日から5日以内に行わなければならない。

- カナダには、SEDI（インサイダーによる電子的開示システム）と呼ばれるインサイダー報告のための必須のインターネットベースシステムが確立されている。報告を行うインサイダーまたはその代理人は、一般的に利用可能なウェブブラウザを使用して、SEDI ウェブサイト（[www.sedi.ca](http://www.sedi.ca)）においてオンライン書式を記入することにより、インターネットを通じてインサイダー報告書を提出することが求められる。また、SEDI ウェブサイトから、インサイダーの持ち株に関する情報についても一般に入手することができる。

### インサイダー取引・密告

- カナダ証券法では、公開会社のインサイダーおよび当該会社に関する情報に特別にアクセスできた可能性のあるその他の者が、未公開の重要情報を認識しつつ、当該会社の証券取引に従事することを違法としている。係る違反を犯した者には、刑罰および民事責任が課される。罪状、刑罰および民事責任の性質は、カナダの法域によって異なり、当該公開会社が連邦法に基づき設立されたか否かによる。
- また、インサイダー等は、公開会社に関する重要な事実またはその重大な変更が一般に公開される前に、係る事実または変更について、ほかの者または会社に通知または「密告」してはならない。融資業者や証券規制当局との通信等、「必須業務」における通信については、係る規定が免除される。

### 手続上および実質上の公平性要件

- 上述のように、カナダの公開会社と外国人支配株主との間で一般に生じる取引を含む多くの取引について、手続的および実質的な公平性の要件が満たされなければならない。係る取引には、インサイダーによる入札、自社株買い、非公開化取引および企業結合取引、ならびに広範な「関連当事者取引」が含まれる。一定の例外を前提として、係る規則は、以下の事項を定める場合がある。
  - 独立評価人により評価を求める。
  - 独立取締役の特別委員会の活用を含め、当該取引における取締役の行動に関する指針を定める。
  - 評価人および取締役の独立性を判断するための検査について規定する。
  - 少数株主の承認を求める。
  - 追加の開示要件を課す。

## カナダ資本市場への参入

以下では、カナダの資本市場活動の主要な中心地であり、トロント証券取引所および同国の主要証券取引所である TSX ベンチャー取引所が所在するオンタリオ州の証券法に焦点をあて解説する。

### 公募発行

- 外国の発行人（カナダの法律上「投資ファンド」とみなされるものを除く）は、発行人が発行しようとする証券に関するすべての重要な事実の完全、真正かつ平易な開示を提供する目論見書を作成し、潜在的投資家に交付することにより、カナダにおいて証券を一般に販売することができる。「重要事実」とは、提供される証券の市場価格または価値に重大な影響を及ぼすと合理的に予想されるすべての事実をいう。
- 目論見書に不実表明が含まれる場合、証券関連法規は、証券の買い手に、発行人およびその各取締役、ならびに目論見書に署名した各役員および各引受人、ならびに目論見書に記載されているすべての専門家（弁護士および会計士等）に対し損害賠償を求めて訴訟を提起する権利を付与している。本目論見書に基づいて以前に発行された証券を売却する証券保有者もまた、賠償責任の対象となる。また、証券関連法規は、買い手に代替的な救済である取消権を提供している。「不実表示」とは、以下を意味する。
  - 重要な事実についての不実の記載
  - 目論見書に記載すべき重要な事実の記載の省略、または目論見書の作成状況に照らして誤解を生じさせないように当該目論見書に記載する必要がある重要な事実の記載の省略。
- 目論見書は、証券が販売されている州および準州の証券規制当局に審査を求めて提出しなければならない。
- 一般に、カナダにおいて目論見書により証券を販売する外国の発行人は、カナダ人の引受人または代理人を雇用し、一般に認められているカナダの会計原則（GAAP：現行の国際財務報告基準）に財務諸表を準拠させ、継続的な開示、認証およびガバナンス、委任状勧誘に関する義務ならびに関連する義務を順守しなければならない。発行人のインサイダーは、カナダにおいてインサイダー取引要件およびインサイダー報告要件の対象となる。
- 場合によっては、カナダの証券規制当局は、外国の発行人が本国または米国の開示要求に従って作成する財務諸表およびその他の継続的開示文書を受理する。SEC に登録された証券を保有するカナダおよび外国の発行人は、米国 GAAP および米国会計基準に従い作成した財務諸表をカナダの証券規制当局に提出することを許可されており、通常、米国の定期報告書を提出し、米国のインサイダー報告要件および早期警戒要件を遵守することにより、係る要件に匹敵するカナダの要件を満たすことができる。

- 外国の発行人はまた、国際財務報告基準および監査に関する国際基準またはカナダ証券規制当局が指定する特定の法域の法律に基づき許可されるその他の基準に基づき作成した財務諸表を提出することができる。同様に、これらの指定外国法域に所在する発行人は、自国の定期報告書を提出し、自国のインサイダー報告要件および早期警戒要件を遵守することにより、係る要件に匹敵するカナダの要件を満たすことができる。発行人の議決権付証券の50%以上がカナダ居住者によって実質的に所有されており、発行人の事業が、経営または資産の所在地を介してカナダと実質的に関連している場合には、外国の発行人に対するこれらの免除は適用されない。

### 非公募発行 (*private placement*)

- カナダの法律上「投資ファンド」とみなされるものを含む外国の発行人は、取引が特定の適用除外要件に該当する場合、目論見書なく、カナダにおいて有価証券の非公募発行を実施することができる。係る非公募発行の主な免除要件は、国内で統一されており、「適格投資家」（機関投資家や富裕層など）への証券の販売に対する免除や、証券の現金購入価格が15万Cドル以上の場合の非個人への販売に対する免除等が含まれる。一部の州および準州では、ジュニア発行人（総連結資産金額が1,000万Cドル未満、連結収入が1,000万Cドル未満、現在の資本が1,000万ドル未満の発行人）の資本調達活動を容易にするために、より柔軟な適用除外要件が設定されている。
- 発行人は、目論見書免除の適用が可能であることを確認するために合理的な注意を払わなければならない。通常、免除状況を確認する証明書または表明書を買手から取得する。また、発行人は、カナダ証券規制当局に適用免除による販売の報告書を提出し、個人への販売の場合はリスク確認書を入手することが求められる場合がある。

### 適格投資家

- 証券の非公募発行は、買手が適格投資家であり、証券を本人として取得する場合に許可される。適格投資家には、以下のものが含まれる。
  - 金融機関
  - 規制年金基金
  - 登録慈善団体
  - 登録アドバイザーおよび取引業者
  - 税引前、かつ関連負債を差し引いた実現可能価額の総額が100万Cドルを超える現金、証券、保険契約および預金を単独でまたは配偶者と共同で実質的に所有する個人

- 直近 2 年間の各年の税引前当期純利益が 20 万 C ドルを超え（または係る各年の配偶者の税引前当期純利益と合わせた当期純利益が 30 万 C ドルを超え）、当年度に同一の当期純利益水準に達すると合理的に期待される個人
  - 単独でまたは配偶者と共に、少なくとも 500 万 C ドルの純資産を有する個人
  - 純資産が 500 万 C ドル以上の法人、信託、不動産および有限責任組合
  - 特定の投資信託および非償還投資ファンド
  - カナダ国外で組織された類似の事業体
- 完全運用勘定のポートフォリオアドバイザーも、適格投資家として扱われる。

### その他の免除要件

- 非公募発行の統一的免除要件には、上記の適格投資家、「15 万 C ドルの購入」および資本調達に対する免除に加えて、その他多くの免除要件が含まれる。例として、以下に対する取引についても免除が適用される。
  - 関連事業体、設立者および発行済み議決権付証券の 20 パーセント以上を保有している個人か企業
  - 従業員、取締役および役員（奨励給制度および同様の取り決めに関連する者を含む）
  - 発行人とその経営陣の家族、友人、親しい取引関係者
  - 非公開の私企業への投資家

### 募集要項

- 潜在的投資家に対する非公募発行の募集要項の提出は、多くの目論見書免除の適用を受けるための前提条件ではないが、外国の発行人は、募集要項を作成および交付することを選択することが多い。募集に関連して用いられる情報が、証券法上の「募集要項」を構成するか否かは、その内容、ならびに潜在的投資家に発行人の事業および業務を説明するために共に作成された、ほかの文書が添付されているか否かに依存する。単に発行の特徴を概説するだけで、発行人の事業および業務を説明していない条件概要書は、一般的に、募集要項とはみなされない。
- 一部の州および準州の証券法は、一定の資本調達に対する目論見書免除の適用の下で募集が行われる場合、募集要項に関する内容要件を課している。適格投資家および

「15万Cドルの購入」に対する免除に関連して提出される募集要項についての詳細な内容要件はない。

- カナダ証券規制当局は、最も一般的に使用されている非公募発行の目論見書免除に関連して募集要項が提出される場合、当該募集要項を審査しないが、取引報告書および申請手数料(州/地域により名目定額料金または収益率に応じた金額とされる)とともに、取引が行われる各法域の証券規制当局に当該募集要項を提出しなければならない。

### 訴訟を提起する権利およびその他の開示の権利

- オンタリオ州およびカナダのほかの特定法域では、適格投資家、15万Cドルの購入および特定のその他の免除要件に関連して募集要項が交付された場合、投資家は、訴訟を提起する制定法上の権利が与えられ、募集要項に不実記載がある場合、取り消しまたは損害賠償を求めて発行人に対し訴訟を提起できる。
- 一定のカナダ法域の証券法では、募集要項に訴訟を提起する権利について明記することが求められている。募集要項において、発行人と募集の引受人および各々の関連会社との間の特定の関係、または利益相反についても開示しなければならない。募集要項に将来予想に関する情報が含まれている場合、係る情報の根拠となる主要因および想定事項、係る情報に変化をもたらす可能性のある状況に関する警告文、ならびに係る情報を更新する際の発行人の方針の記述を添付すべきである。係る要件は、発行人が米国またはほかの法域における同様の開示要件を遵守することによって満たされる場合が多い。係る一定の開示要件の免除は、募集が、「許可クライアント」と呼ばれる限定クラスの適格投資家に制限されている場合に適用可能である。
- 募集要項に、訴訟を提起する制定法上の権利または将来の予想に関連する情報の開示を包含しない場合、証券法違反となるが、目論見書の免除が無効になることはない。

### 転売制限

- 非公募発行ベースで売却された外国の発行人の証券は、通常、カナダで自由に取引することはできない。ただし、カナダ居住者が当該種類の証券の保有者数の10%未満であり、カナダ居住者の当該種類の発行済み証券の保有率が10%以下である場合、当該証券は通常、外国市場を通じて転売することができる。証券保有者がオンタリオ州に居住している場合、オフショア転売に対する追加の免除が適用される。

### 継続的な開示

- 一般に、非公募発行は、外国の発行人に対し、カナダにおける継続的な開示、認証およびガバナンス、委任状勧誘および関連する義務を課さない。また、そのインサイダーに対し、インサイダー取引要件およびインサイダー報告要件を課さない。

## 非公募発行および外国での同時募集

- 外国の発行人が外国の法域における有価証券の募集と同時にカナダで非公募発行を行う場合、海外募集の目論見書または募集書類（数ページの補足ページを追加する）が募集要項として一般的に使用される。
- カナダの補足ページに包含することが求められる唯一の内容は、訴訟を提起する制定法上の権利と、上述の示唆的な将来予想に関する財務情報の開示である。一般的に、補足ページには、非公募発行の免除に基づく買い手の適格性に関するみなし表明、カナダにおける流通計画の詳細、当該証券への投資のカナダにおける税務上の帰結、証券の転売制限、および証券規制当局に提出される可能性のある書類に関する投資家への通知も包含する。
- ケベック州において証券の非公募発行が行われる場合、補足ページには、募集要項および関連文書が英語のみにより提供されるという確認通知を包含する。
- ほとんどの州および準州では、募集要項に、証券が特定市場に上場される旨の記載が含まれる場合、該当する証券規制当局の承認が必要とされる。ただし、係る記載が、該当する市場規制当局により承認されている場合または発行人の証券が当該市場で既に取引されている場合はその限りではない。
- 上述のように、カナダにおける募集が許可クライアントに対する募集に限定される場合、一定の開示要件の免除が適用可能である。

## 売却制限の例

- 以下は、外国での引受公募と同時に行われるカナダにおける外国発行人による有価証券の非公募発行に対する売却制限の例である。
  - カナダのいずれかの州または準州の証券法の下では、証券を売却できない。各引受人は、適用される証券法に準拠する場合を除き、カナダにおいて、またはカナダの居住者に対し、またはカナダ居住者の利益のために、直接的か間接的かを問わず、いかなる証券も募集、売却または売り出しをしていないこと、ならびにそれらを行わないことを表明し、同意した。各引受人はまた、適用される証券法に準拠する場合を除き、カナダにおいて証券の募集に関連する募集資料を配布または交付したことはなく、今後も配布または交付しないことを表明し、同意した。

## 米国発行人による多数国間同時開示制度の使用

- 多数国間同時開示制度（以下、MJDS）は、カナダの適格発行人が、カナダ証券法に基づく開示および手続要件と実質的に同様の開示および手続要件に基づいて、米国における第三者割当増資、公開買い付け、自社株買い、企業結合および継続的開示の申請を行うことを可能にする。

- このことは、日本企業のカナダ子会社が、一定の資格要件等を満たせば、カナダの資本市場で使用するために作成された開示文書と実質的に同様の開示文書を使用して、米国資本市場に参入することができることを意味する。

### ***MJDS に基づく第三者割当増資の適格性***

- MJDS に基づく第三者割当増資の資格を得るには、発行人は以下を満たさなければならない。
  - カナダにおいて設立または組織された、外国の民間発行人であること。
  - 以前 36 カ月間にカナダの証券規制当局に報告していた。
  - モントリオール証券取引所、トロント証券取引所またはバンクーバー証券取引所上級役員会に過去 12 カ月間上場されていた。
  - 現在、報告および上場義務を順守している。
- さらに、(1)権利は、規則 S に基づく場合を除き、譲渡することはできず、(2)本権利は、同一種類の証券のその他の保有者に適用される条件よりも不利でない条件で、米国保有者に付与されねばならない。

### ***MJDS に基づく交換募集（証券取引所の公開買い付けおよび自社株買い）の適格性***

- MJDS フォーム F-8 および F-80 は、募集者が発行する証券を登録するために特定の状況において利用することができる。交換募集の場合、これらのフォームは主に関連するカナダの募集書類で構成される。
- フォーム F-8 または F-80 を使用する資格を得るために、交換の募集者は、以下事項を満たさなければならない。
  - カナダにおいて設立または組織された、外国の民間発行人であること。
  - 以前 36 カ月間に、カナダの証券規制当局に報告していた。
  - モントリオール証券取引所、トロント証券取引所またはバンクーバー証券取引所上級役員会に過去 12 カ月間上場されていた。
  - 現在、報告および上場義務を遵守している。
  - 発行人が自己の証券の交換募集を行わない限り、7,500 万 C ドル以上の公開フロー（非関連会社が保有する時価総額）を有すること。



- 株式交換募集の対象となる証券の発行人は、カナダで設立または組織された、外国の民間発行人でなければならない。
- 株式交換募集の対象となる証券の 25%（フォーム F-8 の場合）または 40%（フォーム F-80 の場合）未満が、米国保有者により保有されている。
- 当該有価証券は、同一種類の有価証券の他の保有者に提示される条件よりも不利でない条件で米国人保有者に対し募集しなければならない。
- デリバティブ証券は、フォーム F-8 または F-80 に登録してはならない。ただし、以下を除く。
  - ワラント、オプションおよび権利ならびにそれらに関連する原証券が、登録者、その親会社またはそれらいずれかの関連会社により発行される場合、係るワラント、オプションおよび権利ならびに関連する原証券
  - 転換証券が、登録者、その親会社またはそれらの関連会社の有価証券のみに転換可能である場合の、係る転換証券

## 企業結合

- 参加企業の株主の議決を必要とするカナダの法律上の新設合併、吸収合併、会社整理およびその他の再編（企業結合）に関連して、MJDS フォーム F-8 および F-80 における証券の登録が認められている。企業結合の場合、当該フォームは、主として、カナダの委任状要件に基づく流通のために準備される情報で構成される。
- 企業結合に関連する登録は、以下の場合に、上記フォームによる登録が許可される。
  - 各参加者が、カナダで組織または設立された、外国の民間発行人である。
  - 以前の参加企業が、カナダの証券規制当局に 36 カ月間報告を行っている。
  - 以前の参加企業が、モントリオールもしくはトロントの証券取引所またはバンクーバー証券取引所上級役員会に過去 12 カ月間上場されていた。
  - 以前の各参加企業が、7,500 万 C ドルの公開フロートを有している。
  - 米国人保有者が、企業結合の完了時に承継人により登録される当該種類の証券の 25%（フォーム F-8 の場合）または 40%（フォーム F-80 の場合）未満を保有することになる。
  - 当該証券は、同一種類の証券のほかの保有者に提示される条件よりも不利でない条件で、米国人保有者に提示されなければならない。

## 投資適格非転換社債または優先証券の募集

- 投資適格債および優先株式の発行人による募集は、証券法に基づき、フォーム F-9 により登録することができる。債券または優先株式が適格と判断されるためには、国内で認知されている統計的格付け機関またはカナダの証券規制当局により「承認格付け機関」として承認されている証券格付け機関により、投資適格（通常、上位 4 段階）と格付けされなければならない。当該フォームにより登録された証券は、発行日から 1 年が経過した後に限り、非転換証券または転換証券のいずれかでなければならない。ほかの MJDS フォームと同様に、フォーム F-9 は、主にカナダの開示書類のためのラップアラウンドフォームである。
- 発行人は、適格であると判断されるために、以下を満たさなければならない。
  - カナダにおいて設立または組織された、外国の民間発行人または国営法人であること。
  - 過去 12 カ月間、カナダの証券規制当局に報告を行っている。
  - 現在、報告義務を遵守している。
  - 登録されている証券が転換社債でない場合を除き、少なくとも 7,500 万ドルの公開フロートを有している。

## その他有価証券の募集

- 持ち株証券を含むほかの証券の証券法上の登録は、フォーム F-10 により許可されている。フォーム F-10 の内容には、カナダの開示書類に加えて、SEC 規則で規定されている一定の追加開示が含まれる。財務諸表を包含することが、カナダの規則により規定されているが、フォーム 20-F の第 18 項に従い、包含した財務諸表と米国 GAAP との調整が必要である。
- 発行人は、適格であると判断されるためには、以下を満たさなければならない。
  - カナダにおいて設立または組織された、外国の民間発行人または国営法人である。
  - 過去 12 カ月間、カナダの証券規制当局に報告を行っている。
  - 現在、報告義務を遵守している。
  - 7,500 万ドル以上の公開フロートを保有している。
  - 以下を除き、デリバティブ証券を登録していない。

- 当該証券およびそれに関連する原証券が、登録者、その親会社もしくはそれらいずれかの関連会社により発行される場合のワラント、オプションおよび権利。
- または転換証券が、登録者、その親会社もしくはそれらいずれかの関連会社の証券にのみ転換可能である場合の転換証券

### 公開買い付け（現金公開買い付けおよび自社株買い）

- MJDS の下では、カナダの入札規則に準拠する公開買い付けを、米国およびカナダ両国の法域で行われる、カナダが発行人になる種類の証券の募集に関連して用いられる場合のある米国証券法附則 13E-4F（発行人の公開買い付け）、14D-1F（第三者または関連会社の公開買い付け）、および 14D-9F（附則 14D-1F に基づき申請された公開買い付けに関する発行人または発行人の取締役もしくは役員による推奨）に拡張することができる。
- MJDS に基づいてカナダの公開買い付けを米国における公開買い付けに拡張する場合：
  - 募集は、米国およびカナダの当該種類証券のすべての所有者に対し、同一種類証券のほかの所有者に提示される条件と同等の条件に基づき行われなければならない。
  - 当該取引は、募集条件について規定するカナダの法律の実体規定の対象でなければならない。かつ、当該規定から免除されてはならない。
  - 米国人所有者の対象有価証券保有率が、40%未満でなければならない。

### 外国の証券ディーラーおよびアドバイザーがカナダで実施できる活動

一般に、カナダの証券法は、利用可能な登録免除が適用されない限り、証券の取引業務、証券に関する助言の提供業務、またはカナダにおける投資ファンドマネージャーとしての活動に従事する者に対し、当該行為が行われる州／準州またはカナダ人顧客が居住する州／準州の各証券規制当局に登録することを求めている。通常、取引は、証券の売買のみならず、証券の売買を促進するすべての行為（例：カナダ国外からのカナダ居住者との電話、手紙、電子メール、ファックスまたはほかの連絡）も含むよう、非常に幅広く定義されている。

以下の説明では、証券の取引もしくは助言を行おうとする、または投資ファンドマネージャーとして活動しようとする外国企業が、National Instrument 31-103 (NI 31-103) および Multilateral Instrument 32-102 で利用可能な登録分類および登録免除について総体的に概説する。

## 外国証券ディーラー

### 国際証券ディーラー登録免除

- カナダに本店または主たる事業所を有しておらず、カナダ以外の国で証券ディーラーとして登録され、事業を行っている外国証券ディーラーは、NI 31-103 第 8.18 条に基づく国際証券ディーラー登録免除条件を満たす場合、証券ディーラーとして登録することなく、カナダで「許可クライアント」との限定的取引活動を行うことができる。
- 許可クライアントには、年金基金や慈善団体、財務検査に合格した個人や法人、銀行、融資・信託会社、保険会社、登録企業が管理・助言する投資ファンド、政府等が含まれる。許可クライアントは、一般に、National Instrument 45-106 (NI 45-106) に定義されている「適格投資家」でもあるため、適格投資家に対する目論見書提出要件の免除に依拠できる。
- 登録免除される国際証券ディーラーの取引活動は、「負債証券」および「外国証券」に限定され、カナダ国外での証券の流通を促進するために必要な、証券の売買以外の活動を行うこともできる。
- 当初および年次の規制上の一定の申請書類および手数料に加えて、登録免除される国際証券ディーラーは、カナダの証券法のすべての要件の対象となるわけではないこと、および当該登録免除国際証券ディーラーがカナダ所在企業ではないため、クライアントが当該証券ディーラーに対して有する法的権利を行使することが困難である可能性があることを特に示した開示明細書をカナダ人クライアントに提出しなければならない。

### 非居住登録免除マーケットディーラーとしての登録

- カナダ以外の国において証券ディーラーまたはアドバイザーとしての事業を行う外国証券業者は、非居住登録免除マーケットディーラーとしての登録を申請することができる。
- 非居住登録免除マーケットディーラーのクライアントは、NI 45-106 で定義されているように、通常「適格投資家」（個人を含む）に限定されている。
- 非居住登録免除マーケットディーラーは、あらゆる種類の証券（カナダ人の証券を含む）を取引できるが、登録免除マーケットディーラーは、一般に、既発証券市場の仲介業務に従事することはできない。
- 非居住登録免除マーケットディーラーとして登録するには、資本、保険、財務報告および利益相反に関する要件を含む証券法の完全な遵守が必要である。
- 最高法令遵守責任者および取引を行う個人は、登録し、業界の試験および経験に関するカナダの熟練度基準を満たすか、裁量免除を受けなければならない。

- 取引を行わないすべての取締役、上級役員および10%以上の株主は、証券規制当局に包括的な規制上の書式を提出し、承認を受けなければならない。
- 適用される会社法に基づく登録も要求される場合がある。

## 外国証券アドバイザー

### 国際的アドバイザー登録免除

- カナダに本社および主たる事業所を有しない外国の証券アドバイザーは、NI 31-103 第8.26項の国際的アドバイザーの登録免除条件を満たす場合、カナダ国内の「許可クライアント」に対し、アドバイザーとしての登録を求められることなく、証券に関する特定の助言サービスを提供することができる。
- 登録免除された国際アドバイザーは、「完全に登録された」国内外のアドバイザーに適用される複数の登録要件が免除されるが、係る証券アドバイザーが行うことのできる活動は制限されている。登録免除された国際アドバイザーは、「外国証券」に関してのみ助言することができるが、カナダの証券に関する付随的助言は認められており、総収益の10%を超えない範囲で、カナダにおける証券に関する助言活動から収益を得ることができる。
- 登録免除される国際アドバイザーのカナダ人クライアントは、年金基金や慈善団体、財務検査を合格した個人や法人、銀行、融資・信託会社、保険会社、政府等の「許可クライアント」に限定される。
- 以下の場合、登録免除国際アドバイザーは投資信託または償還不能の投資ファンドに助言を行うことができる。
  - 当該ファンドに、カナダの証券規制当局に投資ファンドマネージャーとして登録されているマネージャー、または登録済みもしくは認証済みのポートフォリオマネージャーが存在する。
  - または、登録免除国際アドバイザーが直接助言できるクライアントに当該ファンドの投資家が限定されている。
- 登録免除国際アドバイザーは、当初および年次の規制上の一定の届出および手数料の支払いに加えて、カナダ人クライアントに対し、カナダの証券法のすべての要件の対象となるわけではないこと、および顧客がカナダ国外の法域においては、登録免除国際アドバイザーに対して有する法的権利を行使することが困難である可能性があることを示した開示明細書を提出しなければならない。また、カナダ人投資家に証券が分配される投資ファンドの目論見書等の募集書類には、これらの要素を記載しなければならない。

## 国際サブアドバイザー登録免除

- 国際アドバイザー登録免除に依拠することを望まない、またはカナダでアドバイザーとして登録されることを望まない外国証券アドバイザーは、代替として、NI 31-103 の第 8.26.1 項の国際サブアドバイザー登録免除に依拠することができ、これにより、外国証券アドバイザーは、特に、カナダの登録企業が外国証券アドバイザーの助言についてそのクライアントに責任を負うことに契約で同意することを条件として、カナダの登録企業のサブアドバイザーとして活動することができる。

## アドバイザーとしての登録

- 外国証券アドバイザーは、国内アドバイザーと実質的に同一の基準でアドバイザーとして登録することができる。登録外国証券アドバイザーは、カナダの証券と外国の証券の両方に関してカナダ人顧客に助言することができる。
- アドバイザーとしての登録には、資本、保険、財務報告および利益相反に関する要件を含む証券法の完全な遵守が必要である。
- 最高法令遵守責任者および助言を行う個人は、登録し、業界の試験および経験に関するカナダの熟練度基準を満たすか、裁量免除を受けなければならない。
- 助言を与えないすべての取締役、上級役員および 10%以上の株主は、該当するカナダの証券規制当局に包括的な規制上の書式を提出し、承認を受けなければならない。
- 適用される会社法に基づく登録も要求される場合がある。

## 外国の投資ファンドマネージャー

### オンタリオ州、ケベック州、ニューファンドランド州、ラブラドル州

- オンタリオ州、ケベック州、またはニューファンドランド州およびラブラドル州（それぞれの現地法域）の居住者に証券を分配する「投資ファンド」の事業、運営もしくは業務を指揮し、または管理する外国の投資ファンドマネージャー（以下、IFM）は、当該法域において IFM として活動するものとみなされ、登録免除が認められない限り、当該外国 IFM が当該現地法域に物理的に存在していない、または代理人を有していない場合であっても、登録しなければならない。
- これらの州における IFM 登録要件について、以下 2 点の免除が、外国 IFM に認められている。
  - 現地法域における証券保有者または積極的勧誘の否定。現地法域に事業所を有していない外国 IFM は、(1)当該外国 IFM が管理するすべての投資ファンドが、現地法域に居住する証券保有者を有していない場合、または(2)当該外国

IFM および外国 IFM が管理するすべての投資ファンドが、2012 年 9 月 27 日以降のいずれの時点においても、現地法域の居住者に対して当該投資ファンドの証券の購入を「積極的に勧誘」していない場合、免除を受けることができる。外国 IFM または外国 IFM が管理する投資ファンドとの接触を開始する現地法域の既存投資家もしくは潜在的投資家の要求に応じて、または係る投資家への対応において行われる行為は、積極的な勧誘を構成するものではない。上記は、完全な登録免除要件であり、外国 IFM によるさらなる措置を必要としない。

- **許可クライアント。**本店または主たる本社をカナダに有していない外国 IFM は、以下に該当する場合、いくぶん負担の大きい、代替的免除を受けることができる。
  - 運用する投資ファンドのすべての有価証券が、本目論見書提出要件の適用除外の下に非公募発行ベースで現地法域内において、「許可クライアント」のみに配分される。「許可クライアント」には、年金基金および慈善団体、財務検査に合格した個人および法人、銀行、融資・信託会社、保険会社、登録企業が管理または助言する投資ファンドならびに政府が含まれる。
  - また外国 IFM が、現地法域のクライアントおよび証券規制当局に対する一定の当初のおよび継続的な届出要件および開示要件を含む、本適用除外条件を満たしていること。オンタリオ州で本免除に依拠する外国 IFM は、オンタリオ州証券委員会に年間手数料を支払わなければならない。
- 投資ファンド証券の分配が、適格投資家の目論見書提出免除に依拠する場合、許可クライアントはまた、NI 45-106 に定義されている「適格投資家」でなければならない。

### **その他のカナダの州／準州**

- その他のカナダの州／準州では、外国 IFM は、当該法域に実在する事業所から投資ファンドの事業、運営もしくは業務を指揮・管理する場合、または当該法域に本社を置く場合にのみ、当該法域での登録が要求される。
- 外国 IFM が、一法域における証券保有者の存在、投資家の勧誘、または証券の流通を理由に行う役割または活動は、外国 IFM が当該役割または活動を当該法域内から指揮しない限り、IFM 登録を求める理由にはならない。

### **IFM 登録の意義**

- 州／準州において IFM として登録されることが求められているが、カナダにおいて IFM またはその他の事業についてまだ登録していない外国 IFM は、とりわけ以下の対象となる。

- 熟練した最高法令遵守責任者を任命する要件
- 資本（最低 10 万 C ドル）および保険要件
- 年次（監査済み）および中間（四半期末監査）財務諸表等の規制上の財務報告義務
- 利益相反管理
- 記録保持義務
- 方針書および手順書の作成を含むコンプライアンスシステムの確立要件
- 証券保有者への特定の報告（取引確認書および勘定明細書）
- 規制上の法令遵守監査
- 非居住者開示要件
- 会社法に基づく登録の可能性

## 10. 環境保護と気候変動

### 環境保護

- 1999 年に制定された連邦カナダ環境保護法は、カナダにとって新しい化学物質や生物、オゾン層破壊物質、PCB を含む多くの物質の輸出入を規制している。場合によっては、制定法により、係る物質の（カナダ国内での）作成、使用および処分が規制されている。
- 各州に独自の環境保護法が制定されており、多くの自治体で環境関連の規約が成立している。例として、オンタリオ州の環境保護法は、法律、規則または承認によって排出が明確に許可されていない限り、悪影響を及ぼす可能性のある汚染物質の自然環境への排出を禁止している。さらに、環境保護法には、汚染物質の流出およびその他の排出の報告および是正に関する要件が定められている。
- また、各州において、一定のプロジェクトについては、環境に関する認可が発行される前の環境アセスメントの実施が義務付けられている。係る評価には、一般的に、環境的および文化的遺産の調査、意見公募、代理機関との協議および先住民との協議が含まれる。



- 一般的に、環境規制当局は、汚染源または汚染された財産を管理もしくは支配している、または管理もしくは支配しているとみなされる、または管理もしくは支配していた者を含む、広範囲の者に対し命令を発することがある。場合によっては、環境規制当局が修復作業を実施し、修復の責任を負う者に係る作業の費用を請求することもある。
- 特定の環境法の下では、従業員および代理人が犯した違法行為は、雇用主または本人が犯したものとみなされる。役員および取締役もまた、これらの者に明白に課される特定の義務を負う場合がある。
- 環境問題は、規制上の命令および罰則に加えて、迷惑行為、過失、不法侵入および厳格責任の英米法上の不法行為を含む民事訴訟の原因となる可能性がある。裁判所は損害賠償を裁定することができるが、差止命令による救済を認めることもでき、汚染源（および関連事業）を停止させる可能性がある。
- カナダで事業に投資する非居住者は、財産または事業に関連する過去および現在の環境問題に対する潜在的責任にさらされる可能性がある。非居住者は、適切なデューデリジェンス調査の実施、係る潜在的責任の特定、および係る責任に対処するための適切な契約上の保護（および可能な場合保険）の取得を求めることができる。

## 気候変動

- カナダで事業を行う企業は、連邦と州の両レベルにおいて、国内の温室効果ガス（以下、GHG）排出量を低減するために増幅している法律の対象となっている。
- カナダの証券法は、発行人が事業や業務に関する重要な情報を開示することを義務付けているが、これは気候変動が関与する重要情報または気候変動に関連するリスクや機会により生じる重要情報にも適用される。

## カーボンプライシング・キャップ・アンド・トレード（炭素価格枠取引）、排出権取引、炭素税

- キャップ・アンド・トレード（排出量取引）制度の対象となる産業分野の事業者数が増加している。当該制度は、一般的に大規模な産業排出者に、排出量の測定、監視および報告を求め、一定の遵守期間の終了時に、係る期間中の実際の排出量をカバーするのに十分な排出枠（基本的には特定量の GHG の排出について政府から認められる許容量）を確保することを求めている。
- 現在、カナダのオンタリオ州とケベック州では、カリフォルニア州で実施されている制度と連動したキャップ・アンド・トレード制度が導入されており、各制度の参加者は、係る三つの法域間で排出枠を購入し、取引できるようになっている。当該制度の現行の遵守期間は、2020 年末までとなっている。

- アルバータ州にも、同州の大規模な産業活動の排出原単位を規制する排出量取引制度が設定されている。
- キャップ・アンド・トレード制度では、政府は通常、時間をかけて、より少ない排出枠を割り当て（排出量のより大幅な削減を求める）、それによって、規制を受ける事業者が排出削減コストよりも低い価格でほかの事業者に余剰排出枠を販売できる市場を活性化させる。さらに、オンタリオ州、ケベック州、アルバータ州、カリフォルニア州の制度は、規制を受ける事業者が、法律で義務付けられていないが GHG 排出量を削減したことを証明したプロジェクトによって得られるクレジットを購入することを認めることによって、「オフセットクレジット」を行うための市場を創出している。規制対象外域では、排出削減クレジットの自主購入市場も急速に拡大している。
- 炭素税は、一般に化石燃料の生産、輸入、流通に課せられる（上流炭素税として知られる）、またはより一般的に化石燃料の購入と使用に課せられる（下流炭素税として知られる）、市場ベースの排出削減のためのまた別の仕組みである。化石燃料ごとの税率は、通常、燃料の炭素含有量、つまり燃焼時に燃料がどの程度 CO<sub>2</sub> を排出するかによって異なる。現在、ブリティッシュコロンビア州とアルバータ州は、下流炭素税を課している。これらの賦課金は、各州における特定の化石燃料の購入または使用に適用され、幅広い事業者および個人に影響を及ぼしている。
- 2016 年 12 月、連邦政府は「環境に優しい成長と気候変動に関する汎カナダ枠組」（以下、本枠組）と呼ばれるカーボンプライシングに関する国家計画を概説した。本枠組はまだ法制化には至っていないが、各州が最低限、GHG 排出量に基準価格を課することを奨励するように設計されている。基準値を満たすために、各法域は、(1)明確な価格ベースのシステム（例：ブリティッシュコロンビア州の炭素税）、または(2)キャップ・アンド・トレード・システム（例：オンタリオ州とケベック州の制度）のいずれかを実施することができる。基準値は、ブリティッシュコロンビア州の炭素税と実質的に同一の発生源に適用され、カナダの 2030 年目標値である 2005 年レベルを 30%下回るレベルに達成するために、長期的にはより厳しくなることが想定される。
- 価格ベースのシステムでは、基準値の炭素価格は 2018 年にはトン当たり最低 10C ドルで始まり、年間 10C ドル上昇して 2022 年にはトン当たり 50C ドルになると予想される。これとは対照的に、キャップ・アンド・トレードを採用している法域は、(1)2030 年までに 2005 年比で少なくとも 30%の排出削減を達成し、(2)価格ベースのシステムにおいて、少なくとも 2022 年の炭素価格から予測される排出削減量に相当する値に 2022 年の年次上限を引き下げることが期待されている。得られた収益は、収益が生じた法域の収益に留まる。援護策として、連邦政府は、基準値を満たさない法域に価格ベースのシステムを導入する計画である。

## 補完的な取り組み

- 連邦政府と州政府は、規制や方針等、GHG 排出量を削減するためのほかの取り組みを実施している。係る取り組みは、程度の差こそあれ、カナダで事業を行う企業に影響を及ぼす可能性がある。通常、電力の生産、送電、配電を管轄する州では、再生可能エネ

ルギー基準（「再生可能ポートフォリオ基準」としても知られる）がますます検討されている。係る基準は、特定の日までに、最低限の電力を再生可能エネルギー資源から供給することを要求する。係る基準が設定されている場合、小売送配電事業者は再生可能エネルギー発電事業者から直接電力を購入することを要求される可能性があり、また、適格な再生可能エネルギー発電事業によって得られる再生可能エネルギークレジットを購入することが許可される可能性もある。

- ほかのさまざまな連邦および州の取り組みは、再生可能燃料、再生可能エネルギーおよびエネルギー効率の高い技術の使用を奨励または要求するように設計されている。また、一部の州では、炭酸ガスの回収・貯留に多額の投資を行っている。係る回収・貯留のプロセスは、産業施設等の施設の事業において発生する GHG の排出を分離し、排出物を圧縮し、地下の地層に注入するために、当該施設に導入することができる。係る取り組みは、運転コストに影響を与える可能性があるが、エネルギー効率の高い再生可能エネルギー技術事業に従事する会社にもインセンティブを与える可能性がある。

## 気候変動に関する情報開示

- カナダで継続的開示要件の対象となっている発行人は、気候変動の観点からも係る要件を考慮しなければならない。係る法的要件のうち、主なものは、発行人の年次情報開示書（AIF）における開示と、その経営陣による協議および分析（MD & A）に関連するものである。係る要件は、当該情報が省略または誤記載された場合に、合理的な投資家による発行人の証券の購入、売却もしくは保有の判断に影響を受けるかまたは変化するか否かという重要性の概念によって決まる。
- 気候変動の観点において、発行人が MD & A および AIF において開示を選択する情報は、とりわけ、気候変動の物理的影響、適用される気候変動規則、ならびに発行人およびその子会社が事業を行っている、重大な財産を有している、または製品を販売している法域における気候変動に起因する市場の変化によって決まる。気候変動の直接的影響とその規則とを、切り離して考える発行人は多いかもしれないが、一方では、気候変動とその明白な物理的影響に関する科学的総意、キャップ・アンド・トレード制度の導入、カナダ全域で採用されている炭素税等の規則、排出量取引市場の拡散を鑑みると、今、開示すべき重要な情報があると判断する発行人もいる。

## 11. 事業の閉鎖・再編

連邦法および州法の両方が、カナダの破産および倒産手続きに適用される。破産・倒産法（*Bankruptcy and Insolvency Act*：以下、*BIA*）、解散・再編法（*Winding-up and Restructuring Act*：以下、*WURA*）、および会社債権者調整法（*Companies' Creditors Arrangement Act*：以下、*CCAA*）等の連邦法が、倒産処理手続きについて定め、債務者の資産配分について扱っている。「財産権と公民権」に対する州の管轄権が、担保権と財産権を創出する契約を統括する権限を州に与えている。*BIA*、*WURA*、*CCAA*は連邦法であるため、一州の一裁判所の命令はほかのすべての州において拘束力を有する。

### 再編

- 企業再編は、財政的困難に陥っている中規模から大規模のカナダの会社にとって、破産や管財人による清算に代わるより一般的な選択肢となっている。
- カナダにおける本分野の手続きは、正式な裁判手続きの有無にかかわらず、実施することができる。会社は通常、よりリスクが高く費用のかかる裁判所の手続きを利用する前に、非司法的な解決策を尽くすべきである。
- *BIA* および *CCAA* の両法律に基づく再編手続きにおいて、債務者とその資産を監督するために裁判所が任命する役人として、*CCAA* の場合は監視官、*BIA* の場合は提案受託者を関与させる。
- いずれの場合も、会社（その取締役および役員を含む）は、裁判所の継続的な監督の下に、かつ、裁判所職員の厳格な監視の下に、その業務の運営を継続し、その事業および財産の占有および管理を継続する。
- 上記二つの法律は類似しているが、*CCAA* は、当該法律に基づき認められるその柔軟性および創造性を理由に、カナダの中規模から大規模の多くの会社にとってより好ましい選択肢となっている。
- 再編が、影響を受ける債権者の承認を得るために提出される *CCAA* に基づく計画または *BIA* に基づく提案で構成される場合、同様の利害および権利を有する債権者が、係る再編の決定に対し投票することになる。特定クラスの債権者を拘束する計画または提案については、出席し投票する当該クラスの債権者の価値の 3 分の 2 を構成する過半数の本人または代理人の承認を得なければならない。債権者の承認が得られた後にも、計画に対する裁判所の承認が必要である。
- *CCAA* および *BIA* は、支払能力のない会社のみ利用可能である。持続不可能な債務支払義務に対処するために、司法的支援を必要とする支払能力を有する会社（および破産を正式に宣言することを望まない支払能力のない会社）については、*BIA* または *CCAA* に基づく正式な倒産処理手続きの代替として、カナダ会社法（*CBCA*）の会社整理計画規定および当該州の相応する規定を利用することができる。

## 破産

- カナダの破産法は、BIA に準拠する。
- 債務者は、(1)自発的に、(2)一人または複数の債権者からの申請に基づき裁判所が出す命令により強制的に、(3)債務者が、BIA に基づく提案手続きにおいて割り当てられた 6 カ月内に首尾よく再編の提案を行わなかった場合（債務者の再編提案を債権者または裁判所が拒否した場合を含む）、または(4)裁判所が提案を却下した場合の、いずれかの場合に破産することができる。
- 破産時に、破産管財人が選任され、破産者の財産の全部が管財人に帰属する。再編手続きとは対照的に、会社の取締役会および経営陣は、破産会社の事業および財産に対する支配権および保有権を失う。
- 有担保債権者および特別な地位を与えられた特定の債権者（例：「適格金融契約」を有する債権者）以外のほとんどの債権者の債権は、破産時に自動的に留保される。
- 受託者は、破産者の財産に対するすべての担保権を検討し、有効でない担保権の取り消しを裁判所に申請する義務を負う。
- 受託者は、検査役の許可を得て（有担保債権者の権利を前提とする）、訴訟手続きを開始し、財産を売却し、破産者の財産のその他の処分を実施することができる。
- 破産手続きの本質的な目的は、(1)破産者の事業および財産のすべてまたは一部の売却、(2)適用される連邦法および州法に基づき設定された優先順位に従った債権者への売却益の分配、(3)破産者の存在および業務を秩序正しく整理するための破産財団の管理である。

## 財産管理

- 財産管理手続きは、債務不履行に陥った債務者の財産に対して保持されている担保権に基づき有担保債権者の権利を行使するために、有担保債権者によって最も頻繁に利用される。
- 管財人は、契約に基づき私的に任命されることもあるが、中規模から大規模の企業が関与する事案においては、国選で任命されることが最も一般的である。管財人が私的に任命される場合、関連する担保契約に、任命特権ならびに管財人の権利および権限について明確に記載されていなければならない。私的に任命された管財人の権利は、任命を規定する担保契約の条件に依拠し、係る管財人は、任命を行う有担保債権者から指示を受ける。
- 経営不振企業が関与する事案では、BIA に基づいて手続きを進めるのが通例である。場合によっては、オンタリオ州の裁判所法（Courts of Justice Act）など、適用される州法に基づく管財人の任命請求と併せて行われることもある。

- 管財人を指名する裁判所命令には、通常、(1)広範な手続停止、(2)管財人への権限および義務の付与、ならびに(3)債務者企業の財産を清算し、適用される連邦および州の法律に基づき設定された優先順位に従って債権者に売却益を分配するという管財人の任務の遂行を支援するためのその他の救済が含まれる。

## 優先順位

- 破産または倒産時の債権者の債権の相対的優先順位は、容易には説明できない。
- 一般的に、多くの破産および倒産手続きにおいて、以下の単純化された優先順位が用いられるのが一般的である。(1)信託財産、(2)法律または裁判所命令により、すべてまたは規定限度までかにかかわらず、特別の優先順位を与えられた債権（有担保か否かを問わない）、(3)通常の有担保債権（破産法ではない連邦および州の適用される法規により決定される、相互の相対的優先権を有する有担保債権）、(4)場合によって（破産の場合）、一定の「優先」債権（ほかの無担保債権より優先される無担保債権）、(5)同一の優先順位を有する普通無担保債権、および(6)普通株主より優先される優先株主の持ち分債権

## 12. 参考情報

カナダは、十の州と三つの準州で構成される連邦国家である。カナダ国民は、法律を制定し、国全体を統治するためのオンタリオ州オタワの連邦議会の代表者を選出する。さらに、各州の有権者は、州法を制定し、州を統治するための各々の州の議会代表者を選出する。北部三つの準州にはそれぞれ独自の形態の地方政府があり、地方条例を制定し、連邦議会に代表者を派遣している。

### 立法権限の分掌

- カナダ憲法は、連邦議会と州議会の間で立法権限を分担している。例として、連邦議会は銀行業、競争（反トラスト）法、移民に関する権限を有しており、州議会は証券法、財産権、雇用基準に関する権限を有している。一部の分野では、連邦議会と州議会が重複して立法権限を有している。従って、事業者は、連邦規制当局および一つまたは複数の州規制当局に対応しなければならない場合がある。係る重複権限は、保険会社、信託会社、融資会社といった特定の金融機関に関して最も顕著である。

## 規制機関

- カナダには、多くの先進工業国と同様に、事業実施に影響を及ぼす可能性のあるさまざまな規制機関が存在する。係る機関は、競争審判所やカナダ産業省等の連邦の機関、またはオンタリオ州証券委員会やブリティッシュコロンビア州証券委員会等の州の機関の場合がある。係る機関は、特定種類の事業活動の監視、ライセンス付与および管理に責任を負う。